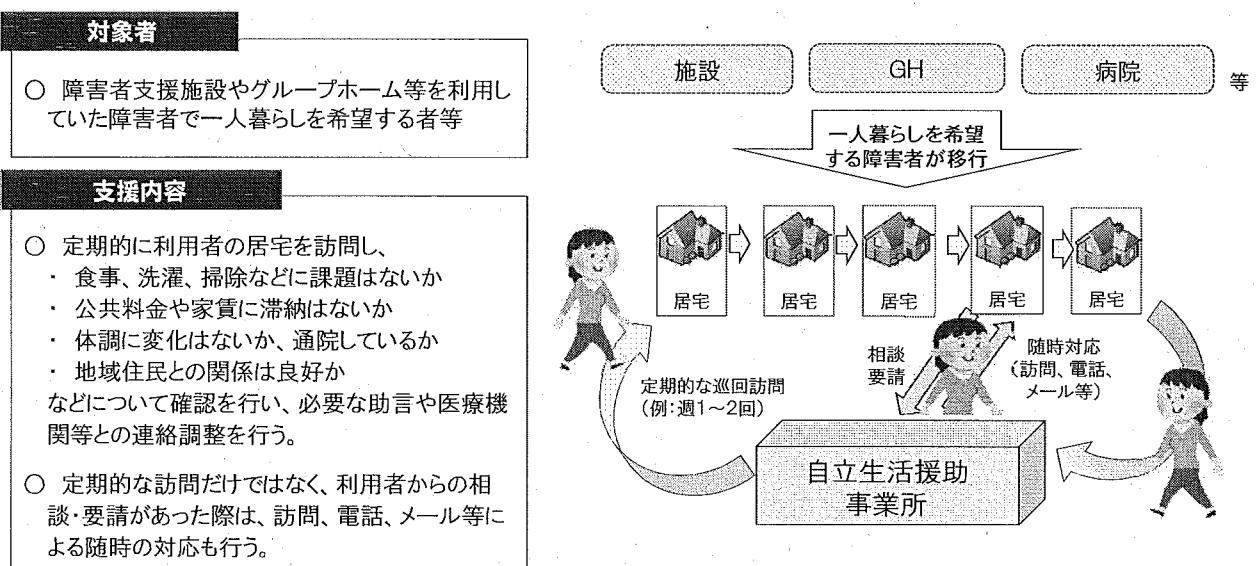


## 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

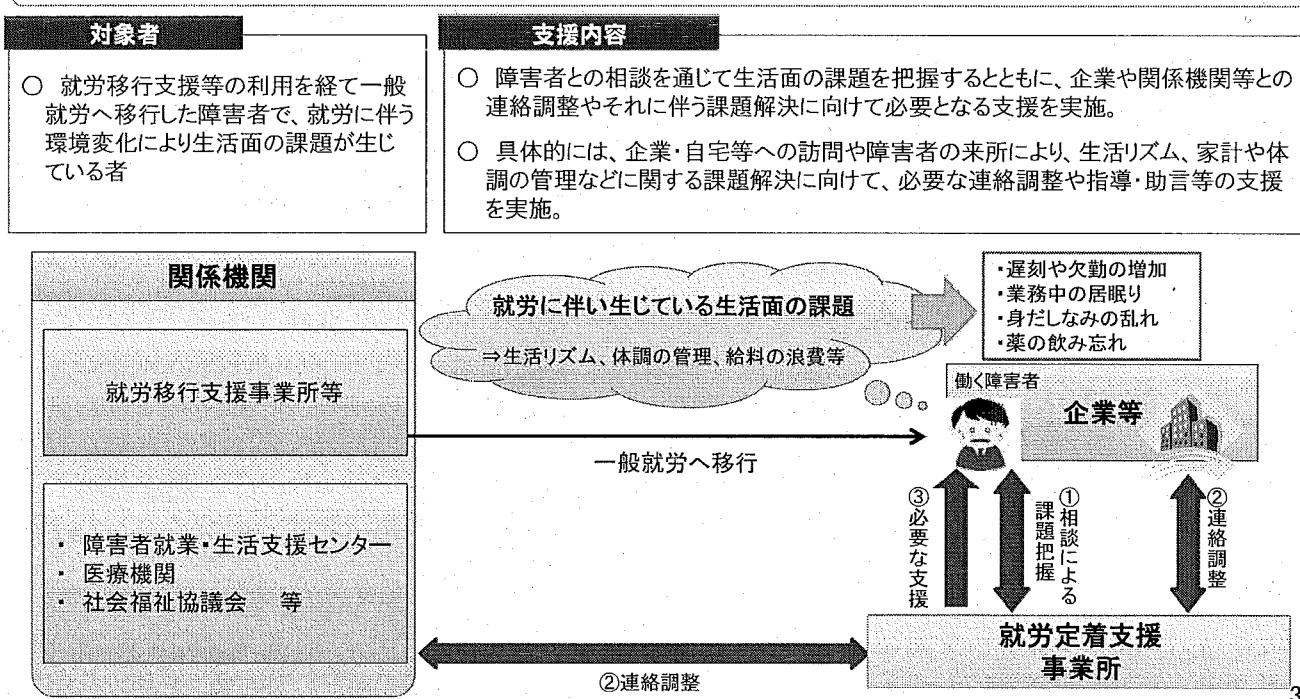
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。



2

## 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。



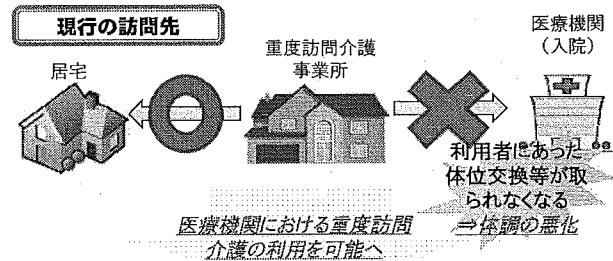
3

## 重度訪問介護の訪問先の拡大

- 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があるとの指摘がある。
  - ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
  - ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起こし、自傷行為等に至ってしまう
- このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うこととする。

### 訪問先拡大の対象者

- 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者  
※障害区分6の者を対象とする予定  
※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応



### 訪問先での支援内容

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。



4

## 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していった一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

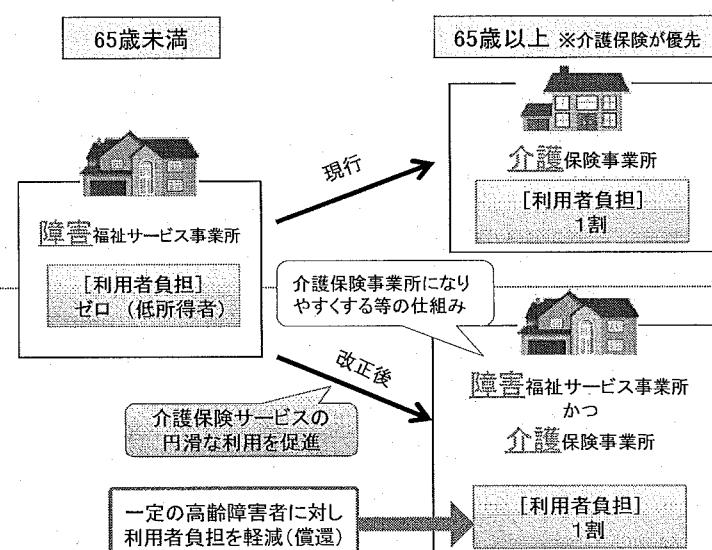
### 具体的内容

- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

#### 【対象者】

- 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
  - 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
  - 一定程度以上の障害支援区分
  - 低所得者
- (具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



5

## 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

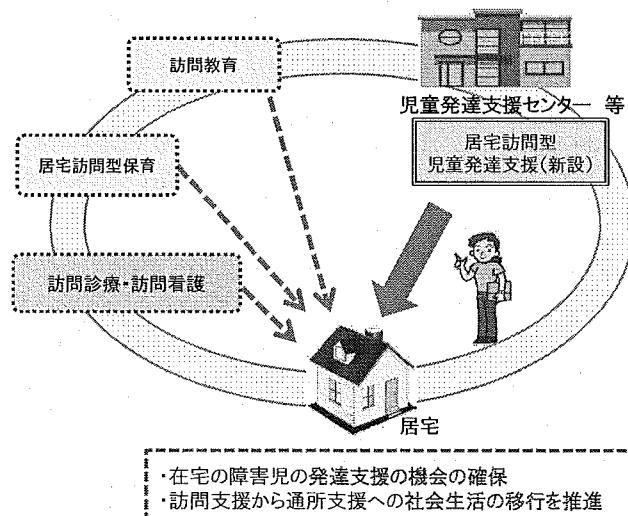
- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

### 対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

### 支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施  
【具体的な支援内容の例】
  - ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
  - ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



6

## 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

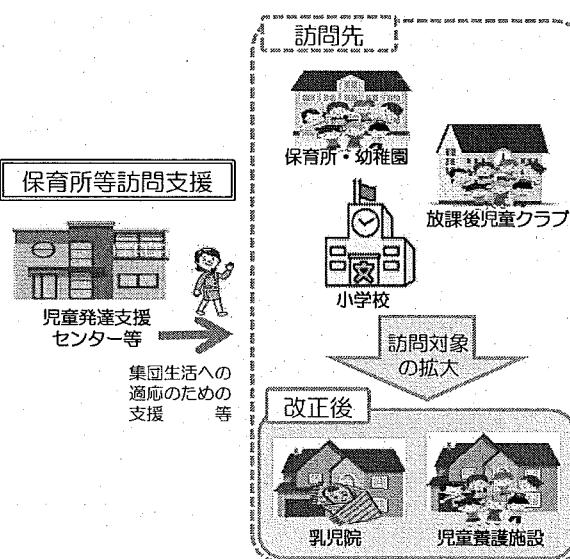
- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。（乳児院：28.2%、児童養護施設：28.5%／平成24年度）
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができるとしている。

### 対象者の拡大

- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加  
※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児
  - ・保育所、幼稚園、小学校 等
  - ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの（例：放課後児童クラブ）

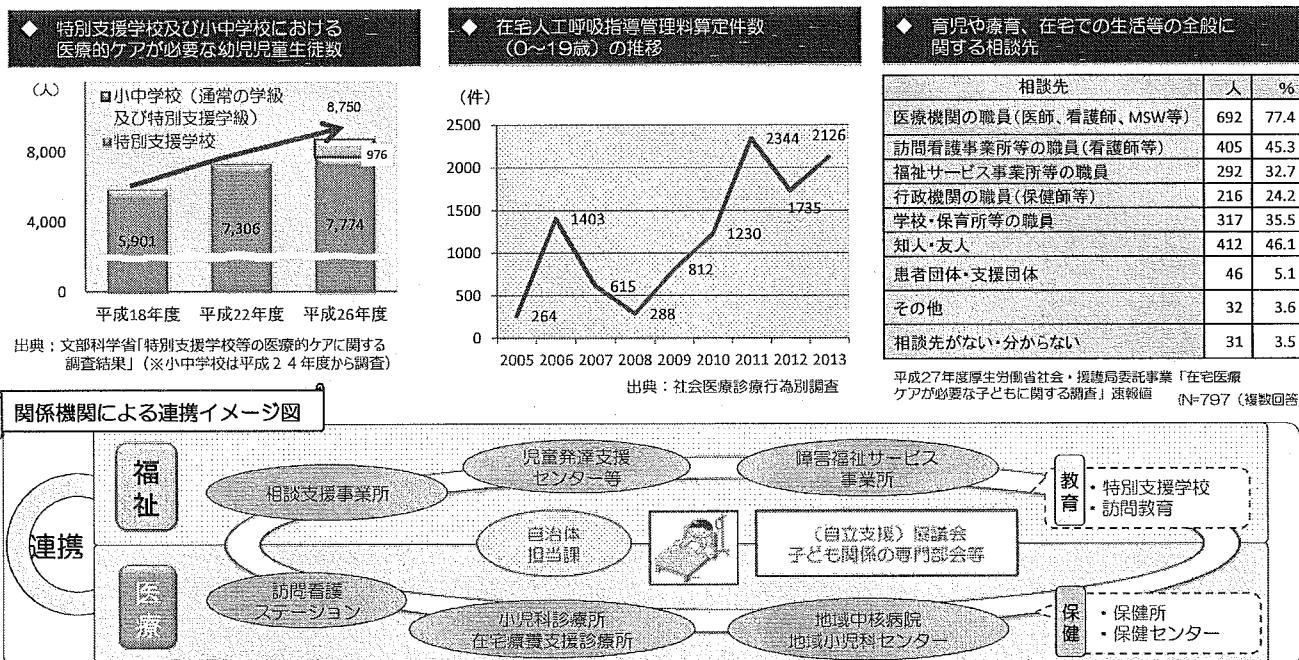
### 支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。  
①障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）  
②訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）



## 医療的ケアを要する障害児に対する支援

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。
- このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。  
※ 施策例：都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築



## 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。  
※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

### 具体的内容

#### 【基本指針】

- 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

#### 【障害児福祉計画】

- 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

#### (市町村障害児福祉計画)

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

#### (都道府県障害児福祉計画)

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画と一体のものとして策定することができる。

- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

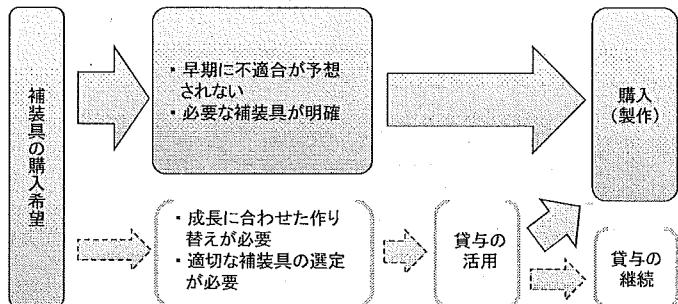
## 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

### 具体的内容

#### 貸与が適切と考えられる場合（例）

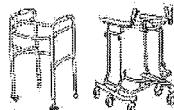
- 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児
- 障害の進行により、短期間の利用が想定されるもの
- 仮合わせ前の試用
  - ※ 上記のような場合が想定されるが、今後、関係者の意見も踏まえて検討。
  - ※ 身体への適合を図るために製作が必要なもの等については、貸与になじまないものと考えられる。



#### <貸与の活用があり得る種目（例）>

##### 【歩行器】

歩行機能を補うため、移動時に体重を支える器具



##### 【座位保持椅子】

姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用



※対象種目については、今後検討。

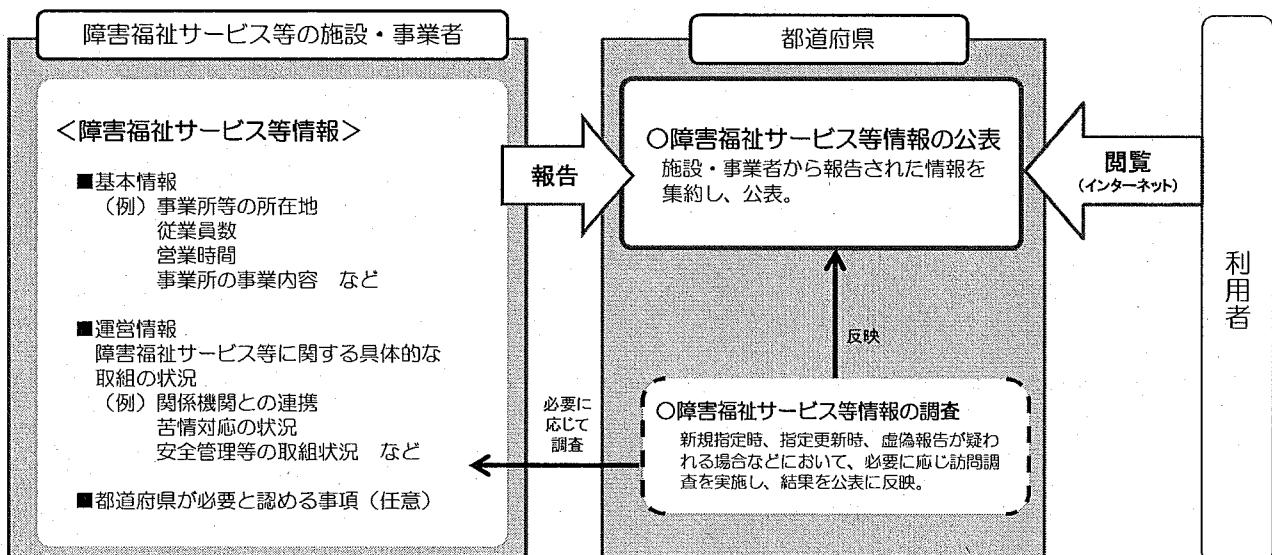
10

## 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
 

※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所
- このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。
 

※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



11

# 自治体による調査事務・審査事務の効率化

- 障害者自立支援法の施行から10年が経過し、障害福祉サービス等の事業所数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加している。

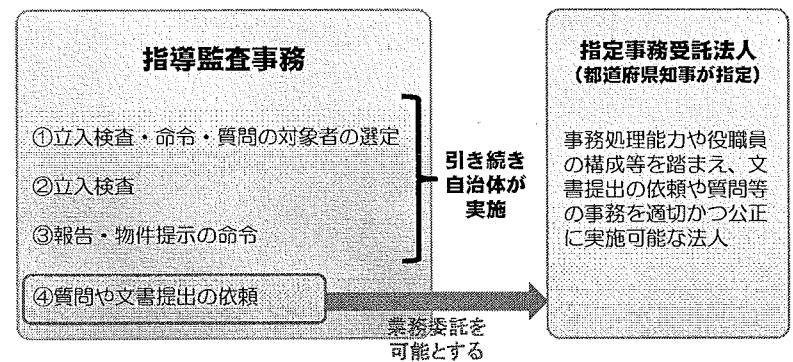
※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所  
※利用者数：平成22年4月 570,499人 → 平成27年4月 906,504人

- このため、自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定を整備する。

## ①調査事務の効率化

- 自治体の事務のうち、公権力の行使に当たらない「質問」や「文書提出の依頼」等について、これらの事務を適切に実施することができるものとして都道府県知事が指定する民間法人に対し、業務委託を可能とする。

※ 介護保険制度では、既に同様の制度が導入されている。



## ②審査事務の効率化

- 市町村が実施する障害福祉サービスの給付費の「審査・支払」事務について、現在、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができるとしている。

※ 現在、国保連では、「支払」を行う際に、必要な「点検」も併せて行っているが、今後、点検項目の精緻化等を図ることにより、審査として効果的・効率的に実施できるようにすることを検討。

## 障害福祉サービス等に係る給付費の審査について（法改正関係）

### 1. 背景

- 障害福祉サービス等は、障害者自立支援法の施行(H18.4)から10年が経過。事業として定着するとともに、規模が大きく拡大。
  - ・給付費額 H20年度：8,348億円 ⇒ H26年度：1兆9,967億円
  - ・利用者数 H19.11 : 51.8万人 ⇒ H27.3 : 136.5万人
  - ・請求事業所数 H19.11 : 37,415ヶ所 ⇒ H27.3 : 90,311ヶ所
- 社会保障審議会障害者部会の報告書（平成27年12月14日）において、「国民健康保険団体連合会について、審査を支援する機能を強化すべきである」と提言。

### 2. 現状

- 現在、自治体から国保連に対し、障害福祉サービス等の「支払」が委託されている。支払事務を円滑に行うため、国保連が一括して請求受付し、自治体審査にまわすまでの間に、都道府県や市町村から預かっている事業所や受給者の情報と突合し、疑義のあるものは「警告」、誤っているものは「エラー」とし、自治体に提供されている。
  - 【警告事例】(H26年度：106万件)
    - ・正常か誤りを含んでいるか判断できない請求（サービス提供実績記録表の記載誤り等）。
    - ・国保連から市町村に「警告一覧表」を報告。市町村は請求明細書を審査し、請求内容どおり支払いを行うかどうかを判定。
  - 【エラー事例】(H26年度：32万件)
    - ・誤りを含んでいると判断できる請求（加算対象でない障害福祉サービスに加算等）。
    - ・国保連から市町村に「エラー一覧表」を報告。エラーが解消されない場合、事業者に請求明細書を返戻。

### 3. 改正法案について

- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、今国会に提出した障害者総合支援法と児童福祉法の改正法案において、自治体が国保連に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定を盛り込んだところ。(平成30年4月施行)
- 国保連において実施する「審査」とは、自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定することを意味する。また、国保連だけでは判断できない場合には、引き続き、自治体が責任をもって判断することとする。
- 詳細の取扱いについては、今後検討を進めていく。

# 障害福祉サービス事業等の留意事項について

## ■ 人員配置について

### ○ 管理者

管理者は専ら当該事業所の管理業務に従事する。ただし、当該事業所の管理業務に支障がない場合は、他の職務との兼務が可能。（基準省令第51条）

管理者は事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならぬ。従業者に基準省令規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。（基準省令第66条）

管理者は、管理上支障がない場合に限り、他の事業所の管理者同士の兼務や、当該事業所の管理者とサービス管理責任者・直接支援職員との兼務を認めているが、管理上の支障の有無は個別に判断する必要があるため、事前に協議すること。

当該事業所の管理者と、異なる事業所の管理者以外の職種との兼務については、原則認められない。

### ○ サービス管理責任者 【別紙1】

・ 実務経験に加え、相談支援従事者初任者研修と実施事業に係る分野のサービス管理責任者研修を修了することが必要。

新規指定又はやむを得ない事情（※）による次如の場合は、実務経験を満たしていれば1年間、上記研修を受講することを条件として未修了者を配置できるが、やむを得ないかどうかの判断は個別に行うこととなる。

・ サービス管理責任者は原則「常勤専従」。

※例：急な傷病による緊急入院、事前申出のない突然の退職

## ■ 定員の遵守について

○ 定員超過の減算について次のとおり規定されているが、減算にならないからといって、定員を超えて受け入れることを認めているのではない。

・直近3ヶ月間の利用者の延べ数 ÷ (利用定員 × 3ヶ月間の開所日数) > 定員 × 125%

・利用者数 > 定員 × 150%

○ 利用定員は、利用者の数の上限をいうものである。（基準省令第89条第4号）

○ 災害その他のやむを得ない事情（※）がある場合以外は、定員を超えてサービスの提供を行ってはいけない。（基準省令第69条）

○ 減算が適用されない範囲内であっても、定員超過は指定基準違反であり、指導の対象になる。

○ 利用者のサービスの質の低下を招くことにもなるので、直ちに定員遵守を徹底するか、利用定員の増加の変更をし、必要な人員を配置すること。

※例：災害、虐待の場合のほか、他の指定事業所が急に運営できなくなつたため、行き場がなくなった利用者を受入れなければならない場合など

## ■ 欠席時対応加算

- 欠席時対応加算を算定するには、次の要件を全て満たす必要がある。
- 利用者又はその家族等との連絡調整その他の「相談援助」を行うこと。
  - 当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。

※記録の例：

【利用者の状況】 昨晩 22 時頃から〇度の発熱あり

【相談援助の内容】 必要に応じてかかりつけ医への受診をするように伝え、「次回は来週△日の予定なので、それまでに治して、次回利用日に〇〇をしましょう」とAへ伝えてもらうよう Aの母へ説明した。

【連絡日時等】 ○月○日 (金) 9:00 Aの母からの連絡 職員B受付

## ■ 食事提供体制加算について 【別紙2】

- 適正な食事提供が行われていない場合、加算の対象とならない。過去に返還を求めた事案がある。
- 外部委託している場合であっても、事業所の最終責任のもと食事提供していることを理解し、事業所として加算要件の再確認を行うこと。

※加算の対象とならない例：

- ・事業所内で調理しているが、栄養士を配置せず保健所のアドバイスも受けていない等、適切な栄養管理が行われていない場合
- ・外部より食事を搬入する場合で、クックチル等定められた調理方式でない、又は運搬手段等について衛生上適切な処置がなされていない場合

## ■ 多機能型事業所等の職員配置及び設備について

- 多機能型事業所において、複数の職務を兼務する職員については、サービス毎の人員配置を明確にし、職務ごとの勤務時間を記録すること。
- 訓練・作業室は事業ごとに設け、その場所を明確にすること。

## ■ 送迎加算について

- 居宅以外の送迎場所については、事業所都合で決定することは認められない。
- 居宅以外に、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象になったが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要がある。その場合、利用者との合意内容を文書で作成し、保存すること。

## ■ 嘱託医の配置について (生活介護)

- 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障害の特性等に応じて必要数を配置しなければならない。(基準省令第78条第1項1号)
- 日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うため、利用者の健康状態を把握できるよう医療関係者の体制整備に留意すること。

## ■ 配置医師（非常勤医師、嘱託医等）の入所者に対する診療報酬について 【別紙3】

施設の配置医師が当該施設の入所者に対して行った診療については、初診料、再診料、小児科外来診察料及び往診料を算定できない。過去において診療報酬の返還を求められた事案

があるため、配置医師へ説明をしておくこと。

■ 利用者からの費用の徴収について

- 利用者から徴収する費用、特に送迎加算など加算に関する費用は、運営規程に徴収する項目や事前同意等を明記すること。
- 徴収する項目は、お世話料、共益費といった使途が不明瞭なものではなく、食事材料費、旅行等の交通費、日用品費など具体的に示すこと。

■ 事故発生時の対応について

- 事故発生時は家族等への連絡及び各関係市町への報告を行うこと。
- 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考にすること。

(電子メール施行)  
事務連絡  
平成26年5月13日

兵庫県所管  
指定障害者支援施設施設長  
指定障害福祉サービス事業所管理者  
〔施設系のみ〕

兵庫県健康福祉局障害者支援課長

サービス管理責任者のやむを得ない事情について（通知）

このことについて、サービス管理責任者が次如とならない場合におけるやむを得ない事情の考え方について、以下のとおり整理しましたので、今後の人員配置の参考としていただきますようお願いします。

なお、当通知における考え方については、あくまでも指標に過ぎず、最終的には個別に判断することがありますので、やむを得ない事情に該当するとと思われる案件が発生した際には、必ず事前に相談願います。また、考え方については、県所管の施設及び事業所に対してのみの適用となります。政令市及び中核市、他府県等における取扱いについては所管する自治体へ相談願います。

#### 記

1 やむを得ない事情として判断できない場合

(1) 通常の人事異動の際に、研修未受講の者をサービス管理責任者に配置した場合  
※ 研修とは、サービス管理責任者研修（該当分野）及び相談支援従事者初任者研修（講義部分2日間）をいう（以下、同じ）。

(2) 現サービス管理責任者が退職することが相当期間前より予定されていたにも関わらず、対策を講じなかった場合。  
※ 「退職することが相当期間前より予定」とは、現任者が定年退職する場合など社会通念上退職する方が想定できる場合をいう。

(3) 研修未受講に関する経過措置期間中にサービス管理責任者等研修を受講しなかつた（受講申込の手続きをしなかった）場合  
(4) 法人内にサービス管理責任者の資格要件を満たす者がいるにも関わらず、研修未受講の者を配置した場合

※ 当該者をサービス管理責任者とすることにより、相談支援専門員がいなくなることを相談支援が実施できなくなる等の事情がある場合は、状況に応じて判断する。

2 事前相談により、やむを得ない事情となり得る場合

(1) 研修未受講に関する経過措置期間中に兵庫県サービス管理責任者等研修がなかつた場合

(例) 平成25年10月1日に生活介護の指定を受けたが、サービス管理責任者研修（介護分野）〔は平成26年10月2・8日、2・9日に実施〕

※ 事前相談時に研修受講申込書及び選考結果の通知（いずれも写し）を提出すること。

(2) 研修受講の申込はしたが、定員超過を理由に選考結果の通知（いずれも写し）を提出すること。

(3) 事前相談時に研修受講申込書及び選考結果の通知（いずれも写し）を提出すること。

(4) 同じ事業所から同じ分野に2名以上申し込んだ場合の2人目については対象外とする。

(5) 現サービス管理責任者が急遽退職・休職等することとなり、他に研修修了者がいない場合

※ 事前相談時に現サービス管理責任者が急遽退職・休職こととなつたことが確認できる書類を提出すること。

※ 「急遽」とは、現任者の退職・休職等の申し出をしてからそれに至るまでの間に、兵庫県サービス管理責任者等研修の募集が行われていない、又は後任の者が研修を受講するが、研修受講前に退職・休職してしまう場合

(例) 現任者が平成26年7月に退職の申し出をした場合（今年度の募集期限が6月2日であり、受講申込ができなかった場合）

現任者が平成26年5月10日より病気休暇となり、後任の者が今年度の研修に受講申込を行った場合（選考の結果、受講できなかった場合も含む）

(6) その他、社会通念上やむを得ないと判断できる場合  
※ 事前相談時に社会通念上やむを得ないと判断できることが確認できる書類を提出すること。

#### 3 その他

(1) やむを得ない事情に関する事前相談は、書面での対応とし、原則ヒアリング等は省略することとする。事前に担当者へ連絡の上、上記開示書類を提出すること。

(2) 黒がやむを得ない事情として認めた場合は、変更届の添付資料として、上記関係書類及び研修受講誓約書を添付すること。

#### 【問い合わせ先】

障害者支援施設整備・就労対策班  
電話：078-341-7711（代表）  
担当：就労系 上西、志垣（内線3041、3036）。  
就労系以外（障害児含む） 向田、藤本（内線2967、3012）

別紙2

事務連絡  
平成25年5月14日

障害福祉社サービス事業所 施設長 各位

兵庫県健康福祉部障害福祉局  
障害者支援課長

外部委託による食事提供を行う場合における衛生管理の徹底について（依頼）

障害福祉サービス事業所における食事提供については、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされなければならない。施設外で調理し搬入する方法でも認められているところですが、適切な衛生管理が行われない場合、食中毒等の発生が懸念されます。

つきましては、平成25年2月15日付け指揮第14号厚生省健康政策局指導課長通知を踏まえ、外勤委託による食事提供について下記のとおりまとめましたので、衛生面における安全管理の徹底に努めていただくようお願いします。

また、施設外調理・搬入を行っている施設においては、下記の方法により衛生上適切な措置がなされていることが食事提供体制加算の算定要件であることから、要件を満たすかどうか一度ご確認いただき、加算要件を満たさないと判断される場合は、契約内容の見直しや加算の取り下げ等、適切に対応されるよう併せてお願ひします。

記

1 調理方式

クックフリーズ、クックチャル、冷凍庫等により急速冷却（90分以内に中心温度3℃以下にまで冷却）を行い、冷蔵（3℃以下）により適度に再加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するなど。

(1) クックチャル

クックチャルとは、食材を加熱調理後、冷水又は冷風により急速冷却（90分以内に中心温度3℃以下にまで冷却）を行い、冷蔵（3℃以下）により適度に再加熱（中心温度7.5℃以上）して提供することを前もって提供することを前提とした調理方法。

(2) クックフリーズ

クックフリーズとは、食材を加熱調理後、急速に冷凍し、冷凍（マイナス18℃以下）により運搬、保管のうえ、提供時に再加熱（中心温度7.5℃以上）して提供することを前もって提供することを前提とした調理方法又はこれと同等以上の衛生管理の配慮がされた調理方法。

2 食事の運搬及び保管方法

(1) 食事の保存

運搬及び保管中の食品については、次のアからエの基準により保存すること。  
ア 生鮮品、解凍品及び調理加工後に冷蔵した食品については、中心温度3℃以下で保存。  
イ 冷凍された食品については、中心温度マイナス18℃以下の均一な温度で保存。  
なお、運搬途中における3℃以下の変動は差し支えない。

ウ 調理加工された食品は、冷蔵（3℃以下）又は冷凍（マイナス18℃以下）状態で保存。ただし、調理終了後から喫食までの時間が2時間を超えないければ、中心温度が6.5℃以上に保たれている場合でも構わない。  
エ 常温で保存が可能な食品については、製造者はあらかじめ保存すべき温度を定め、その温度で保存。

(2) 包装

十分に保護するような包装がなされていない限り、食品を汚染させる可能性があるもの又は衛生上影響を与える可能性があるものと共に食品を保管又は運搬しないこと。

(3) 容器及び器具

食品の運搬に用いる容器及び器具は清潔なものを用いること。容器の内部は、食品に悪影響を与えないよう仕上げられており、平滑かつ洗浄消毒が容易な構造であること。  
また、食品を損傷又は汚染するおそれのあるものの運搬に使用した容器及び器具は、十分に洗浄消毒しない限り用いてはならないこと。

(4) 車両

食品の運搬に用いる車両は、清潔なものであって、運搬中の全期間を通じて各食品毎に規定された温度で維持できる設備が備えられていること。また、冷却水を使用している場合には、その水から溶けた水が食品に接触しないよう排水装置が設けられていること。

（担当）  
兵庫県障害者支援課障害施設係 幸田  
TEL : 078-362-3194  
FAX : 078-362-9040  
E-mail : jun\_konda@prefhyogo.lg.jp

別紙3

障支第 1305号  
平成25年8月5日

各指定障害者支援施設 施設長様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課長

指定障害者支援施設における配置医師について

標記のことについて、平成22年3月30日付け保医発0330第2号厚生労働省保健局医療課長通知により、平成24年4月1日以降、全ての指定障害者支援施設の配置医師は、配置されている施設に入所している患者に対して行った診療（特別の必要があつて行う診療を除く。）については、初診料、再診料（外来診療料を含む。）、小児科外来診療料及び往診料を受診できることになっています。

つきましては、貴施設の配置医師に対して周知のうえ、契約内容について今一度ご確認いただくとともに、貴施設の配置医師の情報を別添様式にて兵庫県障害者支援課までご提供頂きますようお願いします。

なお、平成25年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知により、配置医師の契約締結が困難となり、指定基準を満たさない場合であっても、できるだけ早期に配置医師を確保することを条件として、当分の間、指定及び監査上の配慮を行うこととしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1 配置医師

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）第4条第1号の規定に基づき指定障害者支援施設に配置されている医師。

※ ただし、入所者からの求めによってではなく、医学的健康管理のために定期的に施設を訪問して診療する場合は、その保険医は配置医師と見なされます。

2 配置医師の情報の提出

(1) 提出書類 配置医師一覧表（平成25年4月1日時点）

記入例及び様式下の注意事項をご確認のうえ、作成してください。

(2) 提出期限 平成25年8月20日（火）必着

(3) 提出方法 電子メールでご返送ください。

【問い合わせ・回答先】

兵庫県障害者支援課障害施設係 幸田  
TEL : 078-362-3194 FAX : 078-362-9040  
E-mail : jun\_kouda@pref.hyogo.lg.jp

## 児童指導員等配置加算及び指導員加配加算（児童指導員等の場合）について

### 1. 児童指導員等配置加算について

#### 【算定要件】

給付費の算定に必要となる従業員の員数のうち、1以上が児童指導員等であること。

児童指導員等とは、次の者をいいます。

- ① 児童指導員
- ② 保育士
- ③ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者
- ④ 重度訪問介護従業員養成研修行動障害支援課程修了者
- ⑤ 行動援護従業者養成研修終了者

#### 【Q & A】

問1 児童指導員等を常勤1名配置すればよいのか。

答1 事前に知事に届け出たうえで、支援の時間帯（サービス提供時間）を通じて1人以上を配置した場合（常勤、非常勤は問わない）に算定することができる。

このため、週7日営業の事業所であれば、児童指導員等（常勤）の週休日に別の児童指導員等を配置しないと算定することができない。

### 2. 指導員加配加算（児童指導員等の場合）について

#### 【算定要件】

次のすべての要件を満たす場合に算定可能です。

- ① 児童指導員等配置加算を算定していること。
- ② 人員配置基準上必要となる員数に加え、児童指導員、保育士又は指導員が常勤換算による算定で1人以上配置されていること。
- ③ 児童指導員等が、児童指導員等配置加算の算定に必要となる職員を含め、常勤換算による算定で2人以上となっていること。

#### 【Q & A】

問2 「児童指導員等の場合」を届出ていたが、非常勤の児童指導員等が欠勤したため、要件③の常勤換算2人を確保できなかった場合、「指導員等の場合」を算定できるか。

答2 「指導員等の場合」は、「児童指導員等の場合」を算定していないことを要件として知事に届出た場合に算定することができるため、「児童指導員等の場合」の届出のままでは算定することができない。

「指導員等の場合」に変更する算定届を提出することで、算定することができるようになる。（減算の届けなので、減算が発生した年月日で変更。）

## 多機能型事業所の開所時間減算について

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問71において、多機能型の特例による場合には、営業時間（送迎のみを行う時間は除く。兵庫県におけるサービス提供時間）も合算して判断するとされています。

ここでいう多機能型の特例とは、指定通所基準80条に規定する従業員の員数に関する特例のことと、多機能型事業所の職務に専従するものとして、各指定障害児通所支援事業所ごとに配置するとされる従業者間での兼務を可能としたものです。

そこで、多機能型の特例による場合には、各指定障害児通所支援事業所ごとではなく多機能型事業所として開所時間減算の判断をします。

### 【対象サービス】

- |                                    |                                   |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="radio"/> 指定児童発達支援     | <input type="radio"/> 指定医療型児童発達支援 |
| <input type="radio"/> 指定放課後等デイサービス | <input type="radio"/> 指定保育所等訪問支援  |

### 【事例1：減算の対象とならない事例】

児童発達支援（3時間）

10:00～13:00

放課後等デイサービス（3時間）

14:00～17:00

多機能型事業所（6時間）

10:00～13:00

14:00～17:00

### 【事例2：減算の対象とならない事例】

放課後等デイサービス（3時間）

14:00～17:00

保育所等訪問支援（7時間）

10:00～17:00

多機能型事業所（7時間）

10:00～17:00

### 【事例3：減算の対象となる事例（4時間以上6時間未満）】

児童発達支援（4時間）

13:00～17:00

放課後等デイサービス（3時間）

14:00～17:00

多機能型事業所（4時間）

13:00～17:00

## 障害児サービスの地域区分について

障害児サービスに係る地域区分については、平成27年度報酬改定の際に、国家公務員の地域手当に係る区分割合の見直しを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分の見直しに併せて見直しを行いました。

見直しにより上乗せ割合が変動する地域について、平成27年度は激変緩和のための経過措置を設けましたが、完全施行となる平成28年度以降の地域区分別単価等は次のとおりです。

### 1 最終的な地域区分（平成28年度以降）

			3級地 15%	4級地 12%	5級地 10%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%	
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	芦屋市 西宮市 宝塚市	神戸市	尼崎市 伊丹市 川西市 三田市	明石市 赤穂市	姫路市 加古川市 三木市	左記以外の市町		
		児童発達支援センターの場合	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10.00円	
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10.00円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10.00円	
		医療型児童発達支援（含：指定発達支援医療機関）	10.00円						
放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10.00円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10.00円	
		保育所等訪問支援	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10.00円	
障 害 児 入 所 支 援	福祉型	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	10.84円	10.67円	10.56円	10.33円	10.17円	10.00円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10.00円
	医療型（含：指定発達支援医療機関）	肢體不自由児の場合	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10.00円	
		肢體不自由児の場合	10.00円						
		重症心身障害児の場合	10.00円						
障害児相談支援			10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10.00円	

2 地域区分の見直しによる報酬1 単位単価の見直し

市町名	年度	級地	地域区分コード	様式第5号別紙の地域区分	地域区分単価	児童発達支援		放課後等デイサービス		入所支援		障害児相談
						センター	センター以外	医療型児童発達	重症	福祉型施設	福祉型肢体	
芦屋市	27年度	2級地	12	12	15.00%	10.93円	11.1円	10.00円	10.90円	11.4円	10.92円	10.00円
	28年度	3級地	13	13	15.00%	10.93円	10.90円	11.14円	10.90円	11.14円	10.93円	10.90円
西宮市	27年度	3級地	13	13	15.00%	10.81円	10.78円	10.99円	10.00円	10.78円	10.81円	10.00円
	28年度	3級地	13	13	15.00%	10.93円	10.90円	11.14円	10.00円	11.14円	10.93円	10.90円
宝塚市	27年度	4級地	14	14	12.00%	10.74円	10.72円	10.91円	10.00円	10.72円	10.74円	10.00円
	28年度	3級地	13	13	15.00%	10.93円	10.90円	11.14円	10.00円	11.14円	10.93円	10.90円
神戸市	27年度	6級地	16	16	10.00%	10.62円	10.6円	10.76円	10.00円	10.6円	10.62円	10.00円
	28年度	4級地	14	14	12.00%	10.74円	10.72円	10.91円	10.00円	10.72円	10.91円	10.00円
尼崎市	27年度	6級地	16	16	10.00%	10.62円	10.6円	10.76円	10.00円	10.6円	10.62円	10.00円
	28年度	5級地	15	15	10.00%	10.62円	10.60円	10.76円	10.00円	10.60円	10.62円	10.00円
伊丹市	27年度	8級地	18	18	7.00%	10.43円	10.42円	10.53円	10.00円	10.42円	10.43円	10.00円
	28年度	5級地	15	15	10.00%	10.62円	10.60円	10.76円	10.00円	10.60円	10.62円	10.00円
明石市	27年度	7級地	2	2	4.00%	10.25円	10.24円	10.30円	10.00円	10.24円	10.25円	10.00円
	28年度	6級地	16	16	6.00%	10.37円	10.36円	10.46円	10.00円	10.36円	10.46円	10.00円
姫路市	27年度	12級地	22	22	3.00%	10.19円	10.18円	10.23円	10.00円	10.18円	10.19円	10.00円
	28年度	7級地	17	17	3.00%	10.19円	10.18円	10.23円	10.00円	10.18円	10.19円	10.00円
赤穂市	27年度	13級地	2	24	その他	10.37円	10.36円	10.46円	10.00円	10.36円	10.37円	10.00円
	28年度	6級地	16	16	6.00%	10.37円	10.36円	10.46円	10.00円	10.36円	10.37円	10.00円
上記以外の市町	27年度	その他	23	23	その他	0.00%	0.00円	0.00円	10.00円	10.00円	10.00円	10.00円
	28年度	その他	23	23	その他	0.00%	10.00円	10.00円	10.00円	10.00円	10.00円	10.00円

※ 平成27年度は、経過措置期間

## 障害児通所支援事業の質の向上に係る留意事項について

障害児通所支援事業の運営等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）等に基づき行われていますが、近年、特に放課後等デイサービスについて、単なる居場所となっている事例、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例等があるとの指摘があります。

このため、障害児通所支援について、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応する観点から、次のとおり留意事項をとりまとめましたので、これを参考として障害児通所支援の質の向上により一層努めてください。

### 1 法及び基準省令等の遵守について

指定障害児通所支援事業者の運営等は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）等により行われていますが、障害児通所支援のより一層の支援の質の向上を図るため、特に以下の法令の規定を遵守して運営を行ってください。

- (1) 指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。（法第21条の5の17第2項）
- (2) 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。（基準省令第14条。第54条の5（基準該当児童発達支援）、第64条（指定医療型発達支援）、第71条（指定放課後等デイサービス）、第71条の4（基準該当放課後等デイサービス）及び第79条（指定保育所等訪問支援）の規定により準用する場合を含む。）
- (3) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（基準省令第26条第3項。第54条の5、第64条、第71条、第71条の4及び第79条の規定により準用する場合を含む。）

### 2 放課後等デイサービスガイドラインの活用の徹底等について

指定放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービスガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を活用するとともに、以下により支援の質の向上と支援内容の適正化を推進願います。

【厚生労働省HP】<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000082831.html>

- (1) 指定放課後等デイサービス事業者がガイドライン別添の自己評価表を活用して適切に自己評価を行うこと。
- (2) 改善目標に沿って支援内容を改善すること。
- (3) 自己評価結果を公表すること。

**事業者向け 放課後等ディサービス自己評価表**

**別添**

「事業者向け放課後等ディサービス自己評価表」及び  
「保護者等向け放課後等ディサービス評価表」について

○ 放課後等ディサービスガイドライン（以下「ガイドライン」）は、放課後等ディサービス事業所における自己評価に活用されることを想定して作成されたものですが、各事業所で簡単に自己評価を行うことができるよう、ガイドラインの内容を踏まえた「事業者向け放課後等ディサービス自己評価表」を作成しました。ただし、この自己評価表を活用してより適切に自己評価を行うために、事業所関係者に対しては、ガイドライン本文を熟読することをお勧めします。

○ さらに、放課後等ディサービスを利用する子どもの保護者等による、エーザー評価に活用していたくために、より一層的確な「保護者等向け放課後等ディサービス評価表」も併せて作成しました。  
○ 上記の2つの評価表はあくまで「雛型」であり、事業所等でこれに適宜加除修正を行って活用していくこととも可能ですが、どのような形で活用するかも自由ですが、2つの評価表の基本的な活用方法としては、以下の手順を想定しています。

**スティック1**  
○事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を配布してアンケート調査を行う。保護者等からの回答は集計し、帰因地制宜の記述を含めてまとめる。

**スティック2**  
○事業所の職員が「事業者向け放課後等ディサービス自己評価表」を用いて自己評価を行う。各項目について「満足度如何」「上記している点は何か」について記入する。

○職員から回収した評価表を集計の上、属性別で対照し、項目ごとに課題や上記している点について、認識を合わせる。  
○職員間で認識が合った課題については、改善目標を立てる。討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。  
○評議会に際しては、保護者等に対するアンケート調査結果も十分に踏まえ、支援の推進者の認識と保護者等の認識との誤認のオカを客観的に分析する。

**スティック3**  
○自己評価結果の公表の仕方について、基本的には「改善目標」や「工夫している点」の主なものについて、できるだけ詳細に説明する（「はい」「いいえ」の数の公表を想定しているものではない）。  
○保護者等のアンケート調査結果は、保護者等にフィードバックする（対外的に公表することまでは前提としない）。

**スティック4**  
○立てられた改善目標に沿って、支援を実施していく。

○業務改善に真摯に取り組む事業所ほど、公表される自己評価結果には、改善目標に関する記述が多くなされるものと想定しています。  
○また、（地域自立支援）協議会や事業者団体において、これら評価表を使った自己評価結果の事例発表を行う機会を設けるなどにより、自己評価の取組が広がっていくことを期待しています。

事業者向け 放課後等ディサービス自己評価表	チェック項目	はい		いいえ		改善目標、工夫している点など
		どちらともいえない	いいえ	どちらともいえない	いいえ	
環境・体制	① 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか					
職員	② 職員の配置数は適切であるか					
事業所運営	③ 事業所の設備等について、ハラフリ化の配慮が適切になされているか					
事業所運営	④ 配慮が適切になされているか（目標設定・振り返り）に、広く職員が参画しているか					
事業所運営	⑤ 保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか					
事業所運営	⑥ この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか					
運営・改善	⑦ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか					
運営・改善	⑧ 職員の質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか					
運営・改善	⑨ アセスメントを適切に行ない、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等ディサービス計画を作成しているか					
運営・改善	⑩ 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントを実施しているか					
運営・改善	⑪ 活動プログラムの立案をチームで行っているか					
運営・改善	⑫ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか					
運営・改善	⑬ 平日、休日、長期休暇に応じて、課題をまとめ細やかに設定して支援しているか					
運営・改善	⑭ 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて放課後等ディサービス計画を作成しているか					
運営・改善	⑮ 支援開始前には職員間で必ず打合せをして確認しているか					
運営・改善	⑯ 支援終了後には、職員間で必ず打合せをして確認しているか					
運営・改善	⑰ その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか					
運営・改善	⑱ 日々の支援に開いて正確な情報を徹底しているか					
運営・改善	⑲ 支援の効果を確認しているか					

	③ 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断しているか			子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があつた場合に迅速かつ適切に対応しているか
	④ ガイドラインの総則の趣本活動を複数組み合 わせて支援しているか			定期的に会報等を発行し、活動概要や行 事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護 者に対して発信しているか
	⑤ 厚生省立支援事業所のサービス担当者 会議にその子の子どもが参加して話題した最もふさ わしい者が参画しているか			個人情報に十分注意しているか
	学校との情報共有（年間計画・行事予定 等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、 連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時 の連絡）を適切に行っているか			障害のある子どもや保護者との意思の疎通 や情報伝達のための配慮をしているか
	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場 合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えて いるか			事業所の行事に地域住民を招待する等地 域に開かれた事業運営を図っているか
	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認 定こども園、児童発達支援事業所等との間 で情報共有と相互理解に努めているか			緊急対応マニュアル、険犯マニュアル、感 染症対応マニュアルを策定し、職員や保護 者に周知しているか
	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業 所から厚生省立支援事業所等へ移行す る場合、それまでの支援内容等の情報を提 供できる等しているか			非常災害の発生に備え、定期的に避難、救 出その他の必要な訓練を行っているか
	児童発達支援センター等の専門機関と連携し、 情報交換や厚生省立支援事業所との連携 の実施			避難を防止するため、職員の研修機会を確 保する等、適切な状況を把握しているか
	放課後児童クラブや児童館との交流や、障 害のない子どもと活動する機会があるか			どのような場合にやむを得ず身体拘束を行う かについて、組織的に決定し、子どもや保護 者に事前に十分に説明し了解を得た上で、 放課後等デイサービス計画に記載しているか
	② 地域自立支援 協議会等へ積極的に参 加しているか			食物アレルギーのある子どもについて、医師の 指示書に基づく対応がされているか
	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、 子のもの労送の状況や課題について共通理 解を持つているか			ヒヤリット事例集を作成して事業所内で共 有しているか
	保護者の対応力の向上を図る観点から、保 護者に対してペレント・トレーニング等の支 援を行っているか			
	運営規程、支援の内容、利用者負担等に ついて丁寧な説明を行っているか			
	保護者からの子育ての悩み等に対する相談 に適切に対応し、必要な助言と支援を行ってい るか			
	父母の会の活動を支援したり、保護者会等 を開催する等により、保護者同士の連携を 支援しているか			

	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサ ービス計画の見直しの必要性を判断している か			
	ガイドラインの総則の趣本活動を複数組み合 わせて支援しているか			
	厚生省立支援事業所のサービス担当者 会議にその子の子どもが参加して話題した最もふさ わしい者が参画しているか			
	学校との情報共有（年間計画・行事予定 等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、 連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時 の連絡）を適切に行っているか			
	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場 合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えて いるか			
	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認 定こども園、児童発達支援事業所等との間 で情報共有と相互理解に努めているか			
	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業 所から厚生省立支援事業所等へ移行す る場合、それまでの支援内容等の情報を提 供できる等しているか			
	児童発達支援センター等の専門機関と連携し、 情報交換や厚生省立支援事業所との連携 の実施			
	放課後児童クラブや児童館との交流や、障 害のない子どもと活動する機会があるか			
	② 地域自立支援 協議会等へ積極的に参 加しているか			
	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、 子のもの労送の状況や課題について共通理 解を持つているか			
	保護者の対応力の向上を図る観点から、保 護者に対してペレント・トレーニング等の支 援を行っているか			
	運営規程、支援の内容、利用者負担等に ついて丁寧な説明を行っているか			
	保護者からの子育ての悩み等に対する相談 に適切に対応し、必要な助言と支援を行ってい るか			
	父母の会の活動を支援したり、保護者会等 を開催する等により、保護者同士の連携を 支援しているか			

**保育者等向け 放課後等デイサービス評価表**

チェック項目		いいえ いらない ない ないもの	はい あれば あるもの
○ 子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか	○ 子どもは通所を楽しみにしているか		

事業所の設備等は、スロープや手すりの設置などアフリーアーの配筋が適切になされているか  
子どもの保護者のニーズや問題が客観的に分析された上で放課後等デイサービス計画が作成されているか  
活動プログラムが固定化しないよう工夫されているか

放課後児童クラブや児童館の交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか

支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明がなされているか

日頃から子どもの状況を見守りと云ふ形で、子どもの生活の状況や課題について共通理解がなされているか

保護者に対して面談や、育儿に関する助言等の支援が行われているか

父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか

子どもや保護者が安心・安全について、定期的に会報やホームページ等で、活動概要や運営体制等の情報や保護者に対する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信しているか

個人情報を十分注意しているか

緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、周知説明がなされているか

非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか

質問	いいえ いらない ない ないもの	はい あれば あるもの
○ 子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか	○ 子どもは通所を楽しにしているか	
○ 設具の配置や専門性は適切であるか	○ 事業所の支援に満足しているか	
○ 放課後等デイサービスを利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的な内容、支援を提供する上の留意事項などを記載する計画のこと。放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者が作成する。		
○ 事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行かれる個々の活動のこと。子どもの障害持生や課題、平日／休日／長期休暇の別等に応じて実施されることが想定されている。		

事務連絡  
平成28年2月1日

各障害福祉サービス事業所 管理者様  
各障害者支援施設 管理者様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課長

通知カードや個人番号カードに係る視覚障害者への対応について

平素は本県の障害福祉の推進にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、みだしのことにつきまして、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、視覚障害を有する利用者に対して適切に対応いただくようお願いします。

事務連絡

平成 28 年 1 月 15 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当課  
市 区 町 村 担 当 課  
障 害 福 祉 主 管 課 御 中

総務省自治行政局住民制度課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

通知カードや個人番号カードに係る視覚障害者への対応について

通知カードや個人番号カードに係る視覚障害者への対応については、平成 27 年 11 月 11 日付け總行住第 171 号「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に係る質疑応答集（追加）について」（参考 1 参照）において通知したところですが、個人番号の代読の要請があった場合等についても、下記の事項に特段の御配慮の上、引き続き適切な対応を行っていただきますようお願いします。

また、下記の事項を管内市区町村（指定都市を含む。）に対して周知し、対応を求めていただくとともに、障害福祉サービス事業者等の関係者、関係団体等に対して周知し、個人番号の代読の要請があったときの対応について協力を求めていただきますようお願いします。

記

- 1 視覚障害を有する方から個人番号の代読の要請があった場合には、代読を行う地方公共団体の職員その他の補助者に対して当該視覚障害を有する方が行う個人番号が記載された書類の提示及び補助者による個人番号の代読については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条に規定されている特定個人情報の提供には当たらないものと考えられることから、適切に対応すること。ただし、代読した個人番号について、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するた

めではなく、メモをとったり、録音をしたりすることにより収集又は保管することは、同法第20条に規定されている収集等の制限に抵触する可能性があることに留意されたい。

- 2 個人番号の記載を求ることになる各種申請等において、視覚障害を有する方が個人番号を自ら記載することができない場合には、持参している通知カードや個人番号カードに記載された個人番号を代筆するなど適切に対応すること。また、こうした対応が難しい場合には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者等の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと（参考2 平成27年12月28日厚生労働省障害保健福祉部企画課・障害福祉課・精神・障害保健課事務連絡「障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等について」参照。）。
- 3 個人番号等の代読や点字シールの配布等に関する要望については、積極的に障害福祉担当課と通知カード・個人番号カード担当課との間で協力の上、対応すること。

総行住第171号  
平成27年11月11日

各都道府県  
社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長  
(公印省略)

通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に係る  
質疑応答集（追加）について（通知）

「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に係る質疑応答集」  
については、平成27年9月29日付け総行住第139号通知にて示したところですが、この  
たび、更に下記のとおり質疑応答を追加することとしましたので、通知します。

貴職におかれでは、その内容を承知の上、域内の市区町村に周知されるようお願いし  
ます。

記

問1 15歳未満の者又は成年被後見人が交付申請者である場合、本人確認を行う際（交  
付時来庁方式の場合は交付時、その他の方は申請時）は、本人の法定代理  
人に加え、本人も出頭する必要があるか。

答 お見込みのとおり。

問2 交付時来庁方式の場合に、住民が個人番号カードの交付申請のために窓口に来庁  
したときは、どう対応すればよいか。

答 希望者に対し、本人確認の上、統合端末から出力した交付申請書を交付する。また、  
統合端末を設置していない支所等に住民が来庁した場合は、手書用の交付申請書を交  
付することとする。併せて、案内用パンフレットを交付し、個人番号カードの具体的  
な申請方法等について案内するものとする。

なお、住民が交付申請書を窓口に提出したときは、市区町村において交付申請書を  
機構まで送付することとされたい。

【案内用パンフレット】

<https://www.kojinbango-card.go.jp/shared/templates/free/documents/pamphlet.pdf>

【交付申請書（手書用）】

<https://www.kojinbango-card.go.jp/shared/templates/free/documents/tegaki-kofu-shinseisho.pdf>

問3 治体の窓口において個人番号の記載がない交付申請書が提出された場合は、どう対応すればよいか。

答 原則として、通知カードに記載されている個人番号を交付申請書へ追記するよう求めることですが、通知カードを紛失等したために、通知カードに記載されている個人番号の確認を行うことができない者に対しては、次のとおり対応することが適当である。

（1）交付時来庁方式・申請時来庁方式の住所地市区町村長として交付申請書の提出を受ける場合

市区町村において、住民基本台帳に記載された個人番号を交付申請書に追記する。

（2）居所地経由申請方式・勤務地等経由申請方式の経由市区町村長として交付申請書の提出を受ける場合

交付申請者において、個人番号入りの住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書により個人番号を確認し、交付申請書に記載する、又は住所地市区町村において統合端末から出力した交付申請書を入手し、改めて申請するよう教示する。

問4 申請時来庁方式等で利用する本人限定受取郵便について、「基本型」・「特例型」・「特定事項伝達型」のうち、どの方式を採用するべきか。

答 各方式の性質を勘案したうえで、各市区町村において判断することとして差し支えない。

問5 居所情報の登録をしている者が交付時来庁方式により個人番号カードの交付申請をした場合、交付通知書に記載される送付先は住所と居所のどちらになるのか。

答 交付通知書の送付先には、送付先の「宛先情報」が記載されるため、この場合は住所が記載されることになる。

問6 通知カードや個人番号カードにおいて、市区町村の独自サービスとして視覚障害者への配慮を行うこととした場合、どのような対応が考えられるか。

答 希望者に対し、通知カードや個人番号カードのケースに貼付するための点字シールを配付する等の対応が考えられるところであり、こうした視覚障害者に対する配慮に積極的に努められたい。

【担当】

総務省自治行政局住民制度課

池田係長、鋤柄主査、細川、國信、佐藤

03-5253-5517 (直通) 03-5253-5592 (FAX)

juki@soumu.go.jp (メール)

事務連絡  
平成27年12月28日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 障害福祉主幹部（局）御中

障害保健福祉部企画課  
障害福祉課  
精神・障害保健課

障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等について

平素より障害福祉行政に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年10月以降、個人番号の通知が始まり、来年1月から個人番号の利用や希望者に対する個人番号カードの交付が開始されます。

番号制度導入に関しては、「障害保健福祉分野における番号制度の導入について」（平成27年10月29日付け事務連絡）（別添1）により、必要な準備等についてお示ししたところですが、今般、番号制度の実施に当たり留意すべき事項等を別紙のとおりまとめましたので、その内容を御了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いいたします。

## 障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等について

### 1. 申請書等の様式について

#### (1) 様式を示している申請書等

##### ① 法令により様式を定めているもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 150 号）により、様式に個人番号の記載欄を追加したものは以下のとおり。

- 「身体障害者手帳交付申請書」
- 「特別児童扶養手当認定請求書」
- 「特別児童扶養手当額改定請求書」
- 「特別児童扶養手当所得状況届」
- 「障害児福祉手当認定請求書」
- 「障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届」
- 「特別障害者手当認定請求書」
- 「特別障害者手当所得状況届」
- 児童扶養手当の支給停止に関する届出（第 3 条の 2（様式第 5 号の 2「児童扶養手当支給停止関係届」）の申請事項に個人番号が追加されたことに伴い、これと同様の扱いをすることとされている「特別児童扶養手当支給停止関係届」

##### ② 通知等により様式の例を示しているもの

通知等の改正により、様式の例に個人番号の記載欄を追加したものは以下のとおり。ただし、●は、法令において申請書等の記載事項が定められており、個人番号を記載することが法令で定められているものを示す。

- ・「障害児福祉手当受給者台帳」（障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について）
- ・「特別障害者手当受給者台帳」（同上）
- ・「福祉手当受給者台帳」（同上）
- ・「障害者手帳申請書」（精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について）

- ・「障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書」(同上)
- 「精神障害者保健福祉手帳交付台帳」(同上)
- 「自立支援医療費（育成・更生・精神通院）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」（自立支援医療費の支給認定について）
- ・「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療・更生医療・精神通院）」(同上)
- 「補装具費（購入・修理）支給申請書」（補装具費支給事務取扱指針について）
- ・「身体障害者居住地等変更届書」（身体障害者手帳に係る交付手続及び医師の指定に関する取扱いについて）
- ・「身体障害者手帳再交付申請書」(同上)
- ・「身体障害者手帳返還届」(同上)
- ・「特別児童扶養手当受給資格者台帳」（特別児童扶養手当都道府県事務取扱準則について）
- ・「特別児童扶養手当受給資格者名簿」（特別児童扶養手当市町村事務取扱準則について）
- ・「特別児童扶養手当受給資格者台帳」（特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について）
- 「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」（介護給付費等に係る支給決定事務等について）
- 「（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）支給申請書」(同上)
- 「申請内容変更届出書」(同上)
- 「受給者証再交付申請書」(同上)
- 「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」(同上)
- 「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」(同上)
- 「障害児通所給付費 支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」  
（障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について）
- 「高額障害児（通所・入所）給付費 支給申請書」(同上)
- 「障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」(同上)
- 「申請内容変更届出書」(同上)

※ これらの様式及び様式の例については、以下の通知等により、都道府県、指定都市及び中核市宛てに送付している。

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について（平成 27 年 11 月 12 日障発 1112 第 6 号）
- 「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」等の一部改正について（平成 27 年 11 月 12 日障発 1112 第 7 号）
- 支給決定等の申請書様式例について（平成 27 年 11 月 13 日事務連絡）
- 通所給付決定等の申請書様式例について（平成 27 年 12 月 2 日事務連絡）
- 申請様式等の再送付について（平成 27 年 12 月 10 日事務連絡）

## （2） 様式を示していない申請書等

- 自立支援医療受給者証の再交付の申請など、法令上、申請書等の記載事項として個人番号が追加されたものの、申請書等の様式が法令・通知等により定められておらず、地方公共団体が独自に定めているものについては、当該様式に個人番号記載欄を追加する必要があること。
- 措置入院に係る費用の徴収に関する事務など、申請書等の記載事項として個人番号が定められておらず、かつ、申請書等の様式を地方公共団体が独自に定めているものについては、当該事務が個人番号利用事務として定められている以上、基本的には当該様式に個人番号欄を追加することが望ましいこと。  
※ 様式を定めていない事務について、新たに様式を作成することまでを求めるものではない。
- 地域生活支援事業の実施に関する事務については、地方公共団体ごとに事業の内容や申請手続等が異なることから、個人番号を取得するか否かについては、各地方公共団体においてその内容や事務処理を踏まえて判断すること。

## 2. 個人番号制度導入に伴う配慮について

### (1) 申請書受付時の配慮

自立支援給付の支給申請書等に個人番号を記載することは、法令に基づく義務であるため、基本的には、申請等を行う者（以下「申請者等」という。）に申請書等への個人番号の記載を求めることとなるが、障害者が申請者等となるケースがあることにも鑑み、申請等の受付時の対応は以下のとおりとすること。

- 各種申請等において、原則として個人番号の記載を求めることとなるが、その際、申請者等が自身の個人番号を把握しておらず、申請書等への個人番号の記載が難しい場合等には、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者等の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと。  
※ 住民基本台帳ネットワークを利用して個人番号を取得することができるのは、「個人番号利用事務実施者」に限られている。
- 同一の給付に係る2回目以降の申請等の際に、地方公共団体において、初回の申請等により当該申請者等の個人番号を既に保有していると確認できる場合には、窓口において個人番号の記載を求めず、職員が記載して差し支えないこと。

### (2) 本人確認の措置における配慮

個人番号を利用する事務において、本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号が正しいこと（番号確認）や、現に手続を行っている者が当該個人番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行わなければならない。（別添2参照）

#### ① 本人による申請の場合

本人が自ら申請等を行う場合、地方公共団体等で申請書等を受け付ける際には、  
(ア) 本人の個人番号、(イ) 本人の身元の2つを確認する必要がある。それぞれの確認のために必要となる書類は下記のとおりである。

#### (ア) 番号確認

本人の個人番号カード、本人の通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行われる。これらが困難な場合は、地方公共団体において、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク（個人番号利用事務実施者に限る。）等を用いて個人番号を確認することが可能である。

(イ) 身元確認

本人の身元確認は、

(i) 個人番号カード

(ii) 運転免許証 等

(iii) 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの ((a) 氏名、(b)生年月日又は住所が記載されているもの)

などによって確認することとなる。これらによる確認が困難な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類（別添2：身元の確認④）を2つ以上提出させることにより確認する。

(2) 代理人による申請の場合

代理人が申請等を行う場合、地方公共団体等で申請書等を受け付ける際には、

(ア) 代理権、(イ) 代理人の身元、(ウ) 本人の個人番号の3つを確認する必要がある。それぞれの確認のために必要となる書類は下記のとおりである。

(ア) 代理権の確認

代理権の確認は、法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人の場合は委任状によって行われるが、これらが困難な場合は、本人の受給者証など、官公署等から本人に対し、1つに限り発行・発給された書類その他個人番号利用事務実施者が適当と認める書類で確認することになる。

(イ) 代理人の身元確認

代理人の身元確認は、

(i) 代理人の個人番号カード、運転免許証 等

(ii) 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの ((a) 氏名、(b)生年月日又は住所が記載されているもの)

などによって確認することとなる。これらによる確認が困難な場合には、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類（別添2：代理人の身元の確認③）を2つ以上提出させることにより確認する。

#### (イ) 本人の番号確認

本人の番号確認は、原則として、本人の個人番号カード（又は写し）、本人の通知カード（又は写し）、本人の個人番号が記載された住民票の写し等によって行われるが、これが困難な場合は、地方公共団体等において、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク（個人番号利用事務実施者に限る。）等を用いて個人番号を確認することが可能である。

#### ③ ①②以外の場合

##### I 代理権の授与が困難な者に代わって第三者者が申請等を行う場合

本人の意思表示能力が著しく低く、代理権の授与が困難である場合等には、申請書等に個人番号を記載せずに受け付けること。

この場合、地方公共団体において、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者等の個人番号を検索し、記載して差し支えないこと。

##### II 郵送等による申請等の場合

郵送により申請等を行う場合や、本人の代わりに使者が申請書等の提出を行う場合は、個人番号が見えないよう、申請書等を封筒に入れて提出する等の措置を行わせること。

この場合、使者が利用者本人に代わって申請書等に個人番号を記載することはできないこと。

なお、このような方法を利用する場合には、本人確認のための書類の写しを封筒に入れて提出することで、本人確認を行うこととして差し支えないこと。

### 3. 独自利用事務における個人番号の利用について

一定の手続を行うことで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）別表第一に規定されていない地方公共団体独自の事務についても、個人番号の利用や個人番号を利用した情報連携が可能である。

#### （1）個人番号の利用

地方公共団体独自の事務で個人番号を利用するためには、当該事務が社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であり、個人番号を利用しようとする地方公共団体において番号法第 9 条第 2 項に基づく条例に定める必要がある（番号法第 9 条第 2 項に基づく条例に定めた事務を「独自利用事務」という。）。

#### （2）情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携

- 独自利用事務について、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を可能とするためには、以下の 3 つの手続を行う必要がある。

- I 特定個人情報保護委員会に事前登録を行う。
- II 市町村において個人番号を利用する事務を条例に規定する。
- III 特定個人情報保護委員会に正式な届出を行う。

※ 独自利用事務で情報連携を利用する場合の手続に関するスケジュールについては、特定個人情報保護委員会からの情報を隨時確認すること。

- 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が可能である独自利用事務は、番号法別表第 2 の第 2 欄の事務に準ずるものである必要があり、これまでに、以下の事務例 1 及び事務例 2 のような例が示されている。この場合、それぞれ①及び②の条件を満たすものである。

#### 事務例 1

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの（番号法別表第二の六十七の項）に準ずる独自利用事務

① 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

- ア 独自利用事務の対象者が、おむね特別児童扶養手当等の支給に関する法律第一条に定める「精神又は身体に重度の障害を有する児童」、その保護者又は精神若しくは身体に障害を有する者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合
- イ 独自利用事務の目的が、対象者の福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「福祉の増進（向上）」、「保健の向上」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

② 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：

- ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
- イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務
- ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務
- エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務
- オ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）
- カ 上記アからオまでのいずれかに類する事務

事務例 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの（番号法別表第二の百八の項）に準ずる独自利用事務

① 法定事務の根拠法律と趣旨・目的が一致すると認められる場合

- ア 独自利用事務の対象者が、おむね障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条に定める「障害者」又は「障害児」若しくはその保護者であって、独自利用事務の根拠規範において具体的に定められている場合

イ 独自利用事務の目的が、対象者の保健医療の向上又は福祉の増進を図ることである場合（独自利用事務の根拠規範において「保健の向上」、「福祉の増進（向上）」、「健康の保持（増進、向上）」又はこれらに類する語により規定されている場合）

② 法定事務の内容と類似すると認められる場合

独自利用事務の内容が、地方公共団体から金銭及び物品を支給するものである場合（経済的利益の移転）

事例：

- ア 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
- イ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務
- ウ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務
- エ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務
- オ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務  
(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)
- カ 上記アからオまでのいずれかに類する事務

#### 4. その他個人番号の取扱いについて

**Q 1** 地方税関係情報を照会する場合には同意を得る必要があるか。

**A 1** 支給決定等の申請者の配偶者や世帯員について、情報連携及び庁内連携により地方税関係情報を取得する場合で、地方税の守秘義務を解除できる規定がない事務については、情報連携及び庁内連携を行うにあたり、別途、その者の同意を得る必要がある。当該事務については、番号法別表第2主務省令第60条に基づき、内閣府・総務省共同告示において、今後、その範囲を定めることとしている。また、同意を得る方法としては、例えば、申請書にその者の同意欄を設けること等が考えられる。

**Q 2** 番号制度の施行のときに、地方公共団体が既に個人情報を保有している者については、どのようにして個人番号を取得すればよいか。

**A 2** 番号制度の施行後に個人番号を本人から取得する機会がない場合は、本人から個人番号の提供を求めるのではなく、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワークを確認することにより、個人番号を取得することができる。

**Q 3** 各手続を規定する法令により添付書類を付して申請を行うことが義務づけられているが、個人番号制度が導入されたら添付書類を省略させてもよい根拠はどこにあるのか。

**A 3** 情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行う際には、番号法第22条によって、個別法による添付書類の添付の義務は解除される。一方、庁内連携を行う際には、手続を規定する法令において、公簿により確認することができる場合には書類の添付を省略することができる旨の規定がある場合に、添付の義務が解除される。

**Q 4** 申請者以外の世帯員等に関する個人番号を申請者から取得する場合には、申請を受け付ける窓口において、世帯員等全員の本人確認措置を行わなくてはならないのか。

**A 4** 手続を規定する法令において、申請者に世帯員等の個人番号の提供を義務づけている場合には、当該申請者は個人番号関係事務実施者となり、世帯員等の本人確認は申請者が行うこととなる。従って、窓口において、世帯員等の個人番号に関して本人確認を行う義務はない。

**Q 5**自立支援医療費支給認定申請書には、受診者と同一保険の加入者に係る個人番号記載欄が一名分しかないが、国民健康保険の世帯の場合には、複数名の記載が必要になる。どのように対応すべきか。また、別葉にしてもよいか。

**A 5**通知で定める自立支援医療費支給認定申請書は、当該事務に係る標準的な書式例を示しているものであるため、受診者と同一保険の複数の加入者に係る個人番号を記載するため、実態に応じ、各地方公共団体において適宜修正の上、当該申請書を利用して差し支えない。また、必要に応じ、別葉にすることも差し支えない。

**Q 6**本人確認措置を行うための書類として、「個人番号利用事務実施者が適當と認める書類」とあるが、この具体的な内容は示されないのか。

**A 6**国が個人番号利用事務実施者となっている特別児童扶養手当の支給に関する事務等に関し、「個人番号利用事務実施者が適當と認める書類」を示す予定はない。なお、国が個人番号利用事務実施者になっていない事務に関しては、国として、「個人番号利用事務実施者が適當と認める書類」の具体的な内容を示す立場ではなく、個人番号利用事務実施者である都道府県や市町村等において適切に判断していただきたい。

**Q 7**入院措置については、番号法別表第1主務省令に費用の徴収に関する事務が規定されているが、本人から個人番号を取得することは困難であることが想定される。任意に個人番号を取得できない場合、どのように取得すればよいか。

**A 7**措置入院患者の費用の徴収に関する事務においては、扶養義務者及び配偶者から個人番号を取得していただきたい。ただし、個人番号の取得が困難である場合には、地方公共団体において、住民基本台帳ネットワーク等を用いて必要な個人番号を検索し、取得することもできる。

**Q 8**住民登録が消除されている場合など、個人番号が付番されていないケースも考えられるが、このような者から申請等があった場合、どのような対応が必要となるか。

**A 8**原則として、住民登録を行った上で、個人番号を取得していただくことになる。ただし、手続を迅速に行う必要がある場合等には、並行して申請のあった手続を進めることとしても差し支えない。

**Q9** 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定の申請に関する事務については、これまで、国の通知（「自立支援医療費の支給認定について」（平成18年3月3日障発第0303002号））に基づき市町村において審査の事務の一部を行っていることから、都道府県において別途事務処理要領等を定めなくても、市町村を個人番号利用事務実施者と解して問題ないか。また、その場合、市町村は情報連携することもできるか。

**A9** 事務処理要領等を規定していない場合であっても、実態として市町村が事務を行っている場合には、都道府県と市町村の間に委託関係が成立しているものと考えられることから、市町村を個人番号利用事務実施者と解して問題ない。ただし、この場合、都道府県は、番号法第11条に基づき、市町村が特定個人情報の安全管理措置を講じるよう適切かつ必要な監督を行わなければならない。なお、市町村が情報連携を行うことを可能とするためには、市町村が審査の事務を行うことについて、地方自治法に基づく事務処理特例条例を制定することが必要となる。

**Q10** 番号法別表第1主務省令第60条の5について、「地域生活支援事業の実施に関する事務」というのは具体的にどのような事務を指すのか。

**A10** 地域生活支援事業については、地方公共団体ごとに事業の内容や申請手続等が異なることから、番号法別表第1主務省令では、「地域生活支援事業の実施に関する事務」と包括的な規定を設けている。当該事務において、具体的にどのような事務で個人番号を利用するかは、各地方公共団体において、地域生活支援事業の内容や事務処理を踏まえて適切に判断していただきたい。

**Q11** 地域生活支援事業に関する事務は、番号法別表第2主務省令に規定されていないことから、情報連携はできないという理解で良いか。

**A11** 地域生活支援事業に関する事務は、番号法別表第2主務省令に規定していないが、番号法第9条第2項に基づく条例を制定し、独自利用事務とした上で、番号法第19条第14号に基づき、特定個人情報保護委員会への所要の手続を行うことで、情報連携が認められることがある。なお、地域生活支援事業は、8月6日付けの特定個人情報保護委員会の事務連絡においても、情報連携の対象となる独自利用事務の事例として示されている。

**Q12** 就労系サービスを行う事業所においては、利用者から従業員として利用者の個人番号を取得する必要があるか。

**A12** 就労継続A型事業所において、事業者が利用者と雇用契約を結んでいる場合は、法令に基づき、従業者である利用者及びその扶養家族の個人番号を給与所得の源泉徴収票、支払調書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類に記載して、行政機関等に提出する必要がある。一方、就労継続A型事業所の一部や就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所において、事業者が利用者と雇用契約を結んでいない場合は、利用者の個人番号の取得は必要ない。

**Q13** 措置入院に関する事務は、番号法別表1主務省令を改正したことで、番号利用事務ではなくなった。番号法別表2主務省令はまだ改正されていないが、措置入院に関する情報を情報連携において提供する必要はあるのか。

**A13** 先般の番号法別表第1主務省令の改正により、措置入院の事務においては個人番号を利用しないこととしたため、番号法別表第2主務省令についても、次回の改正において削除する予定。

## 6. 参考資料

### (1) 番号制度導入準備説明資料

[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisaku\\_toukatsukan/0000088816.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisaku_toukatsukan/0000088816.pdf)

- 地方公共団体（社会保障分野）における社会保障・税番号制度の導入に向けた対応について

### (2) 個人番号制度に関する法令

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/seirei/>

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（番号法施行令）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（番号法施行規則）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（番号法別表第一主務省令）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（番号法別表第二主務省令）

### (3) デジタル PMO（※）に掲載されている資料

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/524>

- 社会保障各分野における番号利用・情報連携の概要（各分野の代表的な手続における番号利用等の概要を図示してわかりやすくしたもの）
- 番号法別表第1及び第2に規定される主務省令事項の整理について（個人番号を利用する具体的な事務・手続や情報連携を行う具体的な事務・手続を網羅的に表したもの）
- 特定個人情報データ標準レイアウト（特定個人情報毎に情報提供者、データ定義及び当該特定個人情報を使用する事務手続の対応を整理したもの）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（前述）

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表  
第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（前述）
- 番号制度施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（個人番号の取得・確認を行うため、申請様式等に個人番号を追加する等の改正を行う厚生労働省関係の省令をまとめたもの）  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140580&Mode=2>
- 業務フローサンプルファイル（代表的な事務の個人番号利用後の業務フローの一例）

(※) デジタル PMO とは

内閣官房社会保障改革担当室が社会保障・税番号制度に関する情報の共有等を目的としたコミュニケーションツール（デジタル PMO）を平成 26 年 5 月 30 日より開設している。

デジタル PMO の利用に必要なアカウント（ID、パスワード）を把握していない場合やアカウントがない等、現在デジタル PMO を利用できる状況がない場合は、早急に地方公共団体の番号制度主管課に確認を行い、介護保険担当者もデジタル PMO を利用できるようにしておくこと。

デジタル PMO のアカウントは、システム業者に対しても発行可能となっているので、アカウントを所有していない場合は発行を依頼すること。

また、番号制度に関する問合せは、政府内で一元管理する観点から、このデジタル PMO のテクニカルサポートを利用して、問い合わせること。

テクニカルサポートで受け付けた質問への回答については、個別内容を除き、デジタル PMO 内の FAQ で共有することとしている。また、システムベンダーから番号制度に関する問い合わせがあった場合は、地方公共団体職員を経由して問い合わせること。

（※システムベンダーからデジタル PMO へ問い合わせる機能がないため。）

なお、厚生労働省補助金に関する問合せのみ、当省情報政策担当参事官室までへ問い合わせること。

#### （4）視聴覚障害者向け資料

- 聴覚障害者の方へ

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/contact\\_tyoushaku.html](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/contact_tyoushaku.html)

○視覚障害者の方へ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/shikaku.html>

#### (5) 独自利用事務関係資料

○ 情報連携の対象となる独自利用事務の事例について

:「情報連携の対象となる番号法第9条第2項の条例で定める事務（独自利用事務）の事例等について」（平成27年8月6日付け特定個人情報保護委員会資料）（別添3）

○ 特定個人情報保護委員会への事前登録について

:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第二項の条例で定める事務に係る情報連携に関する当面の事務処理手順等について」（平成27年8月31日付け特定個人情報保護委員会事務局総務課事務連絡）（別添4）

○ 特定個人情報保護委員会への届出について

:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」に基づく情報連携に関するQ&A（平成27年10月26日時点）（別添5）

#### (6) 番号制度に関する問合せ先

○厚生労働省補助金に関すること

: [bangoujyunbi@mhlw.go.jp](mailto:bangoujyunbi@mhlw.go.jp)

○上記以外

: 内閣官房テクニカルサポート

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/users/>

(公印省略)  
障支第1498号  
平成28年2月22日

障害児入所施設 管理者様  
障害児通所支援事業所 管理者様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課長

遊戯施設使用時の安全管理の徹底について（通知）

消費者委員会から関係大臣に対して遊戯施設における消費者安全に関して建議が出されたことを受け、厚生労働省から周知依頼がありました。

つきましては、施設・事業所内での遊具の使用や、課外行事等で遊戯施設を使用する際には、下記のウェブサイト等も参考のうえ、安全管理を徹底されるようお願いします。

なお、消費者委員会の建議、消費者庁による事故情報の分析結果の資料等は兵庫県のホームページに掲載しています。

([http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/syogaisisetsu/syougai\\_ji.html#sonota](http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/syogaisisetsu/syougai_ji.html#sonota))

記

<遊戯施設の事故防止に関するガイドライン等>

○国土交通省

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成26年6月）

[http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko\\_shisaku/kobetsu/yuugyu.html](http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/yuugyu.html)

○一般社団法人日本エア遊具安全普及協会

<http://www.jipsa.org/>

（エア遊具の）「安全運営の10ヶ条」（平成22年12月）

「商業施設内キッズプレイランド安全10か条」（平成27年12月）

<遊具施設の事故情報が記載されている主なウェブサイト>

○事故情報データバンクシステム（消費者庁）

[http://www.jikojoho.go.jp/ai\\_national/](http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/)

○特定教育・保育施設等における事故情報データベース（内閣府）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>

○学校事故事例検索データベース（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Tabid/822/Default.aspx>

○キッズデザインの輪（経済産業省・独立行政法人産業技術総合研究所デジタルヒューマン工学研究センター）

・収集した事故データの検索（2006年11月～2013年3月までに収集された22,322件の事故データ）

<http://kd-wa-meti.com/statistics.html>

(電子メール施行)  
障支第1504号  
平成28年2月24日

障害者（児）施設の管理者様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課長

平成28年度社会福祉施設長資格認定講習課程について

みだしのことについて、社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院から受講案内がありました。

については、受講希望がある場合は、下記によりお申し込みください。

記

1 提出期限 平成28年3月24日（木）必着

2 提出書類 2016年度 社会福祉施設長資格認定講習課程 受講申込書

下記本県ホームページに受講案内を掲載しております。受講申込書をプリントアウトし、必要事項を記入のうえ、提出してください。

【障害福祉サービス事業者等へのお知らせ】

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/syogaisisetsu/01jimuren.html>

3 提出方法 郵送（FAX不可） ※法人代表印の押印が必要です。

4 提出先 〒650-0872（住所の記載不要）

兵庫県障害者支援課施設整備・就労対策班 松林 あて

【中央福祉学院 ホームページアドレス】 <http://www.gakuin.gr.jp/>

〔本件に関するお問い合わせ先〕

社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院  
施設長資格認定係

TEL：046-858-1355

(公印省略)  
障支第 号  
平成28年3月 日

障害者支援施設 管理者様  
障害児入所施設 管理者様  
宿泊型自立訓練事業所 管理者様

### 兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課長

#### 定期報告制度の活用による施設利用者の安全・安心確保 について(通知)

平素は障害福祉の推進にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、みだしのことについて厚生労働省から別添のとおり通知がありました  
のでお知らせします。  
本通知の主な内容は、建築基準法に基づく建築物の定期報告制度の見直しが  
行われ、平成28年6月以降は新たに障害者支援施設等が報告対象になると  
ことですので、下記事項にご留意のうえ、適切に対応いただくようお願いしま  
す。

#### 記

##### 1 定期報告制度の概要

使用開始後の建築物が建築基準法の基準に適合していることを確かめることで、当該建築物の利用者の安全・安心を確保するための制度で、具体的には建築物の所有者又は管理者が、定期的に建築物調査員などの資格者に調査をさせ、その結果を建築基準法所管の窓口に報告を求めるものです(詳細は別紙1を参照)。

##### 2 報告対象となる施設

障害児入所施設、障害者支援施設、利用者の就寝の用に供する自立訓練又は就労移行支援事業所で、次の①～③のいずれかに該当するものです(詳細は別紙2を参照)。

- ① 3階以上の階にあるもの
- ② 2階の床面積が300m<sup>2</sup>以上あるもの
- ③ 地階にあるもの

##### 3 報告先となる自治体の窓口(別紙3、別紙4のとおり)

(1) 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、加古川市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市に所在の施設

・・・各市の建築基準法所管部局

(2) (1)以外の施設・・・施設所在市町を所管する各県民局土木事務所

障企自発0309第1号  
障障発0309第2号  
平成28年3月9日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室長  
(公印省略)  
障害福祉課長  
(公印省略)

#### 定期報告制度の活用による施設利用者の安全・安心確保について

平素より、障害保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
今般、「建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」(平成28年政令第6号) 及び「定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件」(平成28年国土交通省告示第240号) が公布され、建築基準法に基づく建築物の定期報告制度を見直し、平成28年6月以降にあっては、貴殿において所管する施設が報告対象として位置付けられることとなります。

つきましては、「建築基準法施行令の一部改正等の公布について」(平成28年1月22日国土交通省住宅局建築指導課長) が別添のとおり各都道府県建築主務部長宛に発出されておりますので、貴殿におかれましても、下記の内容をご了知の上、各地方公共団体の建築部局との連携を強化し、施設利用者の安全・安心を確保するための取組を推進することについて、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないよう、よろしくお願ひいたします。

#### 記

##### 1. 定期報告制度の概要

- 定期報告制度は、使用開始後の建築物が建築基準法の基準に適合していることを確かめることで、当該建築物の利用者の安全・安心を確保するための制度です。

- 具体的には、建築物の所有者又は管理者が、定期的に、建築物調査員などの資格者に調査をさせ、その結果を地方公共団体に報告することが義務付けられています（建築基準法第12条第1項）。
- 制度の詳細については、別紙1を参照してください。

## 2. 報告対象となる施設

- 報告対象となる施設の一覧は別紙2のとおりです。
- ただし、別紙2に掲げる施設以外の施設であっても、記3に掲げる地方公共団体が対象として指定する場合があります。

## 3. 報告先となる地方公共団体

- 別紙3に示す市区町村に所在する建築物等の場合は、当該市区町村です。
- ①に該当しない場合は、建築物等が所在する都道府県です。

## 4. 対応すべき事項

- 報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報提供を求められた場合には、台帳の開示等による協力を行うよう努めてください。
- 報告対象となる施設の許認可や指導に際しては、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう、周知してください。
- 平素より、記3に掲げる地方公共団体と情報交換等を図るための仕組みを整備し、必要に応じて、施設に対する指導等を協力して実施するよう努めてください。

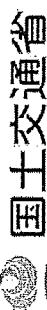
## 5. お問い合わせ先

定期報告制度に関する対象施設の該当の有無等個別の内容や相談等については、報告対象となる施設の所在地の特定行政庁へお問い合わせください（別紙3をご参照ください）。なお、制度改正の趣旨についてのお問い合わせにつきましては、特定行政庁又は、国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室へお問い合わせください。

以上

## 別紙1

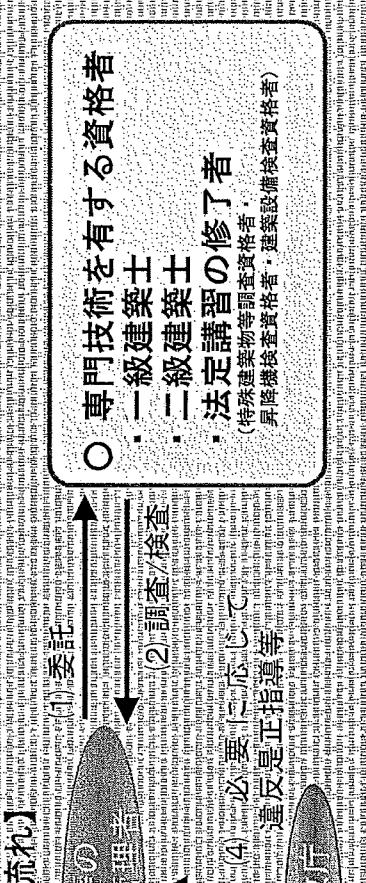
# 建築基準法における定期報告制度



- 建築基準法においては、①建築物、②建物設備、③昇降機、④防火設備について、経年などとの状況を定期的に点検する制度が設けられている。
- 具体的には、一定の条件を満たす建築物等の所有者・管理者の義務として、(1)専門技術を有する資格者による定期報告書の提出と、(2)その結果を特定行政庁へ報告する二点である。

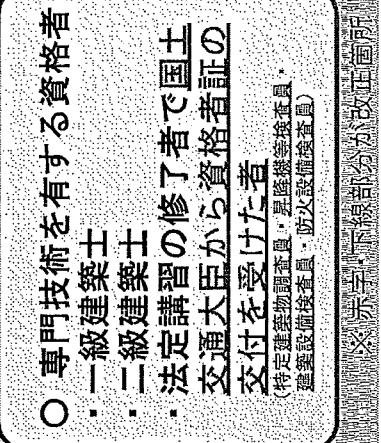
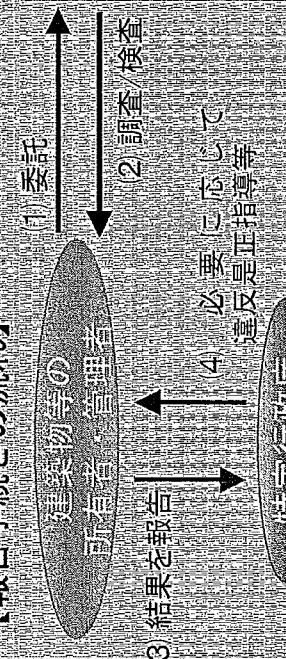
改正前

- ・ 特定行政庁が指定する建築物、設備、昇降機
- 【報告対象の建築物等】
  - ①建築物
  - ②建物設備
  - ③昇降機
  - ④防火設備



（平成28年6月1日）

- ・ 国が政令で指定する建築物、設備、昇降機
- ①建築物、②建物設備、③昇降機、④防火設備



※本年より下記部会が改訂された旨

（特定建物調査員、昇降機検査員、防火設備検査員）

※本年より下記部会が改訂された旨

（消防設備検査員）

## 別紙2

# 定期報告対象となる建築物・昇降機・防火設備【政令指定期間】

※ 建築設備については、政令では指定しない。

対象	例 外	対 象	例 外	対 象	例 外
A. 建築物					
劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの ③主階が1階にないものの ③地階にあるもの	②客席の床面積が200m <sup>2</sup> 以上のもの ④地階にあるもの			
観覧場(屋外競技場を除く)、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの ③地階にあるもの	②客席の床面積が200m <sup>2</sup> 以上のもの ③地階にあるもの			
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設※3	①3階以上の階にあるもの ③地階にあるもの	②2階の床面積が300m <sup>2</sup> 以上であるもの※4			
体育馆、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキーエン、水泳場、スポーツの練習場(※いずれも学校に附属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000m <sup>2</sup> 以上であるもの				
百貨店、マーケット、展示場、キャラシー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ③床面積が3,000m <sup>2</sup> 以上であるもの	②2階の床面積が500m <sup>2</sup> 以上であるもの ③地階にあるもの			
	※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2 該当する用途部分の床面積が、100m <sup>2</sup> 超のものに限る。 ※3 サービス付き高齢者向け住宅(認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、利用者の就寝の用に供するものに限る。) ※4 傷害者支援施設、福祉ホーム、有床診療所には又就労移行支援を行う事業に限る。)の事業所、利用者の就寝の用に供するものに限る。				
B. 昇降機					
○エレベーター ○エスカレーター ○荷物専用昇降機(フロアタイプ)	・ホームエレベーター(住戸内のみを昇降するもの) ・工場等に設置されている専用エレベーター				
C. 防火設備					
○上記Aの建築物の防火設備 ○病院、有床診療所又は就寝用福祉施設※5の防火設備	・常時閉鎖式※4の防火設備 ・外壁開口部の防火設備				
※4 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの	※5 該当する用途部分の床面積の合計が200m <sup>2</sup> 以上のもの				

## 定期報告の報告先となる地方公共団体

平成27年4月1日現在

都道府県	市町村
北海道	札幌 函館 旭川 小樽 室蘭 銚路 帯広 北見 苫小牧 江別
青森	青森 弘前 八戸
岩手	盛岡
宮城	仙台 石巻 塩竈 大崎
秋田	秋田 横手
山形	山形
福島	福島 郡山 いわき
茨城	水戸 日立 土浦 高萩 北茨城 取手 つくば ひたちなか 古河
栃木	宇都宮 足利 小山 栃木 鹿沼 佐野 那須塩原 日光 大田原
群馬	前橋 高崎 桐生 伊勢崎 太田 館林
埼玉	川越 川口 所沢 越谷 さいたま 春日部 上尾 草加 狹山 新座 熊谷 久喜
千葉	千葉 市川 船橋 松戸 柏 市原 佐倉 八千代 我孫子 浦安 木更津 習志野
東京	八王子 町田 立川 武蔵野 三鷹 府中 調布 日野 国分寺 特別区 (23) *
	※敷地内に延べ面積が1万m <sup>2</sup> を超える建築物がある場合は東京都
神奈川	横浜 川崎 横須賀 平塚 藤沢 相模原 鎌倉 小田原 茅ヶ崎 秦野 厚木 大和
新潟	新潟 長岡 三条 柏崎 新発田 上越
富山	富山 高岡
石川	金沢 七尾 小松 白山 野々市
福井	福井
山梨	甲府
長野	長野 松本 上田

岐 阜	岐阜 大垣 各務原
静 岡	静岡 浜松 沼津 富士宮 焼津 富士
愛 知	名古屋 豊橋 岡崎 一宮 春日井 豊田
三 重	四日市 津 鈴鹿 松坂 桑名
滋 賀	大津 彦根 長浜 近江八幡 東近江 草津 守山
京 都	京都 宇治
大 阪	大阪 堺 豊中 吹田 高槻 枚方 茨木 八尾 東大阪 岸和田 守口 寝屋川 篠山 門真 池田 和泉 羽曳野
兵 庫	神戸 姫路 尼崎 明石 西宮 加古川 芦屋 伊丹 宝塚 高砂 川西 三田
奈 良	奈良 檜原 生駒
和歌山	和歌山
鳥 取	鳥取 米子 倉吉
島 根	松江 出雲
岡 山	岡山 倉敷 津山 玉野 笠岡 総社 新見
広 島	広島 福山 吳 東広島 三原 尾道 廿日市
山 口	下関 宇部 山口 萩 週南 防府
徳 島	徳島
香 川	高松
愛 媛	松山 今治 新居浜 西条
高 知	高知
福 岡	北九州 福岡 久留米 大牟田
佐 賀	佐賀
長 崎	長崎 佐世保
熊 本	熊本 八代 天草
大 分	大分 別府 中津 日田 佐伯 宇佐
宮 崎	宮崎 都城 延岡 日向

別紙3

鹿児島	鹿児島
沖 繩	那覇 うるま 宜野湾 浦添 沖縄

別紙4

兵庫県の各県民局（県民センター）土木事務所の管轄区域

土木事務所	市町
宝塚土木事務所	猪名川町
加古川土木事務所	播磨町、稻美町
加東土木事務所	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
姫路土木事務所	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町
豊岡土木事務所	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波土木事務所	篠山市、丹波市
洲本土木事務所	洲本市、南あわじ市、淡路市

八

別添

国住指第3812号  
平成28年1月22日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
(公 印 省 略)

### 建築基準法施行令の一部改正等に係る定期報告制度の見直しについて（技術的助言）

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号）により改正された建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び関連する告示（平成28年国土交通省告示第240号）については、平成28年6月1日から施行されることとなつたが、その運用について、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、管下の特定行政庁及び地域法人（特定行政庁との契約に基づき定期報告制度に関連する業務を行う公益法人等をいう。）に対しても、この旨を周知いただくようお願いする。

#### 記

##### 1. 改正概要

定期報告の対象となる建築物及び建築設備等（以下「定期報告対象建築物等」という。）については、これまで特定行政庁が指定したもののみであったが、安全上、防火上又は衛生上特に重要なものについては令第16条において一律に定めることとした。また、このうち、通常の火災において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないもの等については告示で対象外とすることとしており、その内容を整理すると別添のとおりとなる。

##### 2. 各特定行政庁において指定する定期報告対象建築物等について

令第16条において定期報告対象建築物等が定められたことを踏まえ、各特定行政庁においても、地域の実情に応じて、追加で定期報告対象建築物等を定めるようお願いする。

また、指定にあたっては、各特定行政庁の管内における建築物等の状況（例えば、物件数が多い用途・規模の建築物等については、多数の者が利用する観点から、重点的な把握が必要と考えられるものなど）に鑑み、改めて定期報告の対象とすべき建築物等を整理し、新たな定期報告制度の適確な運用に万全を期すよう努められたい。

### 3. 定期報告対象建築物等の把握及び関係部局等との連携について

今回の改正により、新たに定期報告対象建築物等が生じることが予想されるところであるが、制度の円滑な運用及び実効性の確保を図るため、各特定行政庁においては、関係部局と連携して情報の共有を図られたい。特に、別添1.（3）に掲げる高齢者、障害者等の就寝の用に供する施設等が新たに対象となることが想定されることから、関係部局と適切に連携し、効率的に情報を把握するよう努めること。

なお、国土交通省においても厚生労働省との連携を図り、地方公共団体における各関係部局の台帳の開示や建築基準法に基づく定期報告制度の周知などについて協力をお願いしているところである。

また、①新たに定期報告の対象となる建築物や、②新たに定期報告の対象となる防火設備や小荷物専用昇降機が設けられている可能性のある建築物の把握などに努め、法第12条第8項に規定する建築物等の定期報告台帳の充実を図られたい。

### 4. 建築物等の所有者等に対する周知について

3. で把握した定期報告対象建築物等の所有者又は管理者に対しては、制度の趣旨と報告の重要性について理解を求め、適切な報告の実施を促すようお願いする。特に、改正により新たに対象となる建築物等の所有者又は管理者に対しては、積極的に周知されたい。

(別添)

## 1. 令第16条により報告対象として指定される建築物※1

	対象用途	規模等	
(1)	○劇場 ○映画館 ○演芸場	① 当該用途(100m <sup>2</sup> 超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積(客席部分)が200m <sup>2</sup> 以上の場合 ③ 主階が1階にない場合 ④ 当該用途(100m <sup>2</sup> 超の部分)が地階にある場合	
(2)	○観覧場(屋外観覧場は除く。) ○公会堂 ○集会場	① 当該用途(100m <sup>2</sup> 超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積(客席部分)が200m <sup>2</sup> 以上の場合 ③ 当該用途(100m <sup>2</sup> 超の部分)が地階にある場合	
(3)	○病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) ○旅館、ホテル ○共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。) ○寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。) ○就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの※2 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、 ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム	① 当該用途(100m <sup>2</sup> 超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が300m <sup>2</sup> 以上の場合 ③ 当該用途(100m <sup>2</sup> 超の部分)が地階にある場合	
(4)※3	○体育館 ○博物館 ○美術館 ○図書館	○ボーリング場 ○スキー場 ○スケート場 ○水泳場 ○スポーツの練習場	① 当該用途(100m <sup>2</sup> 超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 当該用途の床面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合
(5)	○百貨店 ○マーケット ○展示場 ○ギャバレー ○カフェー ○ナイトクラブ ○バー ○ダンスホール	○遊技場 ○公衆浴場 ○待合 ○料理店 ○飲食店 ○物品販売業を営む店舗 (床面積が10m <sup>2</sup> 以内のものを除く。)	① 当該用途(100m <sup>2</sup> 超の部分)が3階以上の階にある場合 ② 2階にある当該用途の床面積が500m <sup>2</sup> 以上の場合 ③ 当該用途の床面積が3,000m <sup>2</sup> 以上の場合 ④ 当該用途(100m <sup>2</sup> 超の部分)が地階にある場合

※1 避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの。

※2 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

※3 学校に附属するものを除く。

## 2. 令第16条により報告対象として指定される建築設備等

	種別	対象
(1)	昇降機	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(フロアタイプのものに限る。)  ※いずれも住戸内ののみを昇降するものを除く。 ※労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター(労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されているもののうち一般公衆の用に供されていないもの。)のうち、同令第12条第1項第6号に該当するもの(積載荷重が1トン以上のもの。)を除く。
(2)	防火設備	① 1. に該当する建築物に設けられる防火設備 ② 以下に掲げる用途のうち、床面積が200m <sup>2</sup> 以上の建築物に設けられる防火設備 ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。) ・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。) ・就寝用途の児童福祉施設等  ※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。
(3)	準用工作物	観光用エレベーター、観光用エスカレーター、遊戯施設

障障発0908第1号  
平成27年9月8日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

#### 指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき行われているところである。

さて、指定就労継続支援A型については、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を適切かつ効果的に行うこととされているところである。

しかしながら、指定就労継続支援A型事業者の中には、法の趣旨に反し、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号。以下「運営基準」という。）の規定に抵触すると考えられる不適切な事業運営を行っている事業者があることが指摘されている。

このため、下記のとおり、指定就労継続支援A型の利用手続きや不適切な事業運営の事例に係る指導の際の確認点を整理したので、指導の際に活用いただくとともに、各都道府県におかれでは、責管内市町村に対する周知方よろしくお願いする。

また、指定就労継続支援A型については、その利用に当たり、指定就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として暫定支給決定を行うこととされているので、適切なサービス利用という観点からも、併せて周知方よろしくお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

## 記

### 1 就労継続支援A型の利用に係る支給決定手続きについて

就労継続支援A型は、利用者と雇用契約を締結することにより、就労機会を提供しつつ、生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものであり、その利用に当たっては、一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととされているので、利用者に対して適切なサービスを提供するという観点からも、適正な支給決定手続きをお願いする。

なお、暫定支給決定が行われた利用者については、雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第110条に基づく特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる対象労働者から除外され、当該助成金の支給はされないこととなっている。

### 2 不適切な事業運営の事例

#### （1）生産活動の内容が不適切と考えられる事例

##### ① 事例内容

就労機会の提供に当たり、収益の上がらない仕事しか提供しておらず、就労継続支援A型事業の収益だけでは、最低賃金を支払うことが困難であると考えられる事例。

##### ② 指導の際の確認点

ア 就労継続支援A型の利用に当たっては、利用者と雇用契約を締結することとなっており、雇用契約を締結した利用者については、労働関連法規の適用を受ける労働者に該当し、最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）が適用されることから、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い事業内容であるか、また、利用者に対して当該事業内容を踏まえた仕事が確保されているかを確認する。

確認に当たっては、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づき作成することとされている「就労支援事業別事業活動明細書」により、収益と費用の比率等を確認することで、最低賃金を支払うことが可能な事業内容であるかどうかを判断する。

#### イ 指導に当たっての根拠（運営基準第191条、192条）

運営基準第191条第1項では、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない」と規定されていることから、事業者には、就労機会の提供に当たり、事業者が供給しようと考えている物品及び役務に関する市場調査等を実施するとともに、地域の状況を適切に把握することが求められ、その結果を踏まえ、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い仕事を確保する必要がある。

また、運営基準第192条第1項では、「指定就労継続支援A型事業者は、第190条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない」と規定されており、当該規定の趣旨をかんがみれば、最低賃金の水準に留まることなく、就労に関する知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うことにより、賃金水準を高めていくことが事業者には求められている。

したがって、収益の低い仕事しか提供していない場合には、就労機会の提供に当たり、市場調査等の実施や地域の状況を適切に把握しているとはいえず、また、利用者に支払う賃金水準を高めるよう努めているとはいえない。

#### （2）サービス提供の形態が不適切と考えられる事例

##### ① 事例内容

就労継続支援A型のサービス提供に当たり、利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない事例や、長く働きたいという利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短時間（例：1週間の所定労働時間が20時間）としている事例など、サービス提供に当たっての形態が不適切な事例。

##### ② 指導の際の確認点

ア 適切なアセスメントに基づいた個々の利用者に応じた個別支援計画が策定され、当該計画に基づいたサービス提供がされているかを確認する。

また、全ての利用者の労働時間が一律に短時間とされているような場合には、その理由を確認し、適切なアセスメントに基づいた結果であり、かつ、利用者の意向等に反して設定されているものでないかどうかを確認する。

#### イ 指導に当たっての根拠（運営基準第3条、191条、197条（第58条の準用））

運営基準第3条第1項では、「指定障害福祉サービス事業者（第3章から第5章まで及び第8章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない」と規定されている。

また、就労継続支援A型において準用する同第58条第2項では、「サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で適切な支援内容の検討をしなければならない」と規定されている。

これらの規定に基づき、事業者には、適切な方法でアセスメントを行った上で適切な支援内容を検討し、個々の利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえた個別支援計画を策定し、サービスを提供することが求められる。

また、運営基準第191条第2項では、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない」と規定されていることから、事業者には、利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえ、個々の利用者に適した作業内容や作業時間とすることにより、作業能率を向上させることが求められる。

したがって、個別支援計画が画一的な内容となっている場合や、正当な理由もなく全ての利用者の労働時間を一律に短時間としている場合には、適切な個別支援計画の策定や利用者の意向等を踏まえた就労機会の提供が行われているとはいえない。

なお、特定求職者雇用開発助成金は、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）を雇い入れた場合であっても支給対象となることから、当該助成金を受給するために利用者の労働時間を一律に短時間としている場合があり、このような理由も上記基準の趣旨から適切

な事業運営とはいえない。

### (3) 一定期間経過後に事業所を退所させている事例

#### ① 事例内容

就労継続支援A型の利用に当たり、利用してから一定期間が経過した後、利用者の意向等にかかわらず、就労継続支援B型事業所に移行させるなど、不当に退所させていると考えられる事例。

#### ② 指導の際の確認点

ア 利用者の退所状況に関し、一定期間（例：2年又は3年）が経過した後に就労継続支援B型事業所に移行し、事業所を退所している利用者について、退所理由を確認する。

確認に当たっては、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となっていた利用者について、当該助成金の助成対象期間経過後に退所させられているようなことがないかを確認する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第197条（第11条の準用））

障害福祉サービスの利用に当たっては、市町村から支給決定を受けなければならず、当該支給決定には有効期間が定められており、就労継続支援A型の有効期間は、1月間から36月間の範囲内で市町村が定める期間とされており、最大3年間となっている。

一方で、法第5条第14項では、「この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう」と規定されており、就労継続支援A型には、利用期間は定められておらず、支給決定に係る有効期間の更新は可能とされている。

また、就労継続支援A型において準用する運営基準第11条では、「指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない」と規定されている（※）。

これらの規定に基づけば、事業者は、現に就労継続支援A型を利用していいる者に対し、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、事業所を退所せたりといったことをしてはならず、支給決定の有効期間中の利用者は当然のこととして、支給決定の更新が行われた利用者に対しても適切にサービス提供を行う必要がある。

したがって、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる利用者について、当該助成金の助成対象期間が2年（重度障害者等に該当する場合には3年）であることから、利用者の退所時期が当該助成金の助成対象期間経過後と一致しているような場合には、正当な理由なく、当該助成金の支給終了とあわせて退所させている場合があり、このような取扱いは適切な事業運営とはいえない。

※ 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは以下の通り。

- ・ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ・ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ・ 入院治療が必要な場合

## 2 障害者の社会参画推進

① 障害者の雇用促進の支援	44,554千円
	(法人県民税超過課税)

障害者雇用納付金制度の対象拡大や精神障害者の法定雇用率の算定基礎への追加を踏まえ、障害者の雇用促進のための支援を実施

### ア 障害者体験ワーク事業 (9,487千円)

雇用体験・体験ワークの場を確保することにより、お互いの意識刷新を通じて企業、障害者の雇用・就職を促進

#### ○ 事業内容

- 体験ワークの受入れ協力事業主の開拓
- 体験就業障害者等のサポート
- 体験ワーク発表会 等

#### ○ 委託先 (社福)兵庫県社会福祉事業団

### イ 障害者雇用拡大支援事業 (9,546千円)

企業に対して、障害者の雇用に係る相談支援等を実施

#### ○ 事業内容 相談支援、雇用促進セミナーの開催、普及啓発 等

#### ○ 委託先 (一財)兵庫県雇用開発協会

### ウ 特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業 (25,521千円)

○ 対象要件 (ア)中堅・中小企業が特例子会社・事業協同組合を設立し、認定を受けること

(イ)特例子会社・事業協同組合が2人以上の新規雇用を伴い、新たな事業展開や業務拡大等を行うこと

○ 補助率 (ア)特例子会社: 1/2、事業協同組合: 2/3 (イ)1/2

○ 補助上限額 (ア)5,000千円 (イ)1,000千円

② 障害者の在宅ワーク推進モデル事業の実施

4,497千円

企業や事業所への通勤・通所が困難な障害者（在宅障害者）の在宅での就労を支援するため、在宅障害者と企業等をつなぐとともに、IT技術を活用した在宅での就労可能性を広げるための研修等を実施

- 企業・行政機関等からの仕事開拓・優先発注の促進
  - 仕事開拓のためのセミナーの実施

企業及び行政機関を対象に、在宅ワークの理解促進、仕事開拓のためのセミナーを実施

- 在宅ワーク支援員の設置

企業及び行政機関等を訪問し、在宅障害者が行う仕事を開拓

- スクーリングによる在宅障害者のスキルアップ講座の実施

- 対象者 パソコンの操作に一定のスキルを有する在宅障害者
- 実施回数 10回（1期5回×2期）

③ (拡)障害者工賃の向上等支援

57,873千円

障害者工賃の向上を図るため、授産商品の販路拡大等を支援

ア (拡)障害者しごと支援員の設置等 (14,848千円)

- 障害者しごと開拓員の設置

企業、地方公共団体及び国等を訪問して、事業所が受注する業務を開拓し、授産商品の販路拡大を支援

- 配置人員 2人（特定非営利活動法人兵庫セルプセンター、兵庫県社会福祉事業団）

- 技術向上指導員の設置

企業的経営手法の導入、作業スキルアップに係る事業所職員に対する研修、指導等により、工賃向上計画の推進を支援

- 配置人員 2人（特定非営利活動法人兵庫セルプセンター、兵庫県社会福祉事業団）

- (新)技術指導・技能発表会（スイーツ甲子園）の開催

イ インターネットを活用した授産商品の販売拡大 (10,472千円)

- 授産商品企画・販売力の強化事業

インターネット販売サイト「+NUKUMORI（ぷらすぬくもり）」で販売する商品の開発改良に必要な設備の整備経費を補助

- 補助率 1/2（上限500千円）

- 箇所数 10事業所

○ 配送料無料化

3,000円以上の購入の場合、県が負担

○ 包装袋の製作等によるP R 等

ウ (新) 放送媒体との共同による授産商品販売戦略 (4,553千円)

授産製品の販売促進について、さらに多方面での販売を拡大する必要があるため、放送媒体との共同で「+NUKUMORI（ぶらすぬくもり）ラジオショッピング」を実施

○ 「+NUKUMORIラジオショッピング」の放送

■ 放送回数等 毎週火曜日 (1回2~3分)

○ ラジオ関西ホームページ、アナウンサー等のブログによる情報発信

○ 神戸まつり(5月)、ラジオ関西祭り(10月、ハーパーランド)への出展

エ (拡) 空き店舗・空き家を施設の出張所等として活用する事業 (18,500千円)

地域の商店街等の空き店舗や空き家を出張所等として活用する場合に、初度設備費と店舗賃借料を助成

○ 補助対象 就労継続支援事業所、就労移行支援事業所 等

○ 補助上限 初度設備: 1,000千円 (1年間10/10)、店舗賃借料: 500千円 (2年間定額制)

○ 予定箇所 初度設備: 10か所、店舗賃借料: 新規10か所、継続7か所  
(それぞれ4件分を地域活性化枠として拡充)

オ (新) 地域調整窓口販路拡大事業 (4,500千円)

○ 受注機能強化促進員の配置

○ 地域調整窓口受注促進活動費補助

■ 対象経費 企業説明会、ギフトショー出展、商品カタログ作成、広告等の経費

■ 補助率 1/2 (上限200千円)

■ 箇所数 10か所

カ (新) 農福連携による障害者の就農促進事業 (5,000千円)

○ 専門家の派遣

■ 派遣対象 農業・農産加工に取り組む障害者就労支援事業所 等

■ 実施箇所数 5か所

■ 派遣回数 6回

○ 就農促進事業費補助

■ 対象事業 障害者の就農等の普及促進を図るためのマルシェ開催費 等

■ 補助率 1/2 (上限300千円)

■ 対象箇所 15か所

記者発表（資料配付）				
月／日（曜日）	所属名	電話	発表者	その他
3月3日（水）	兵庫県社会福祉事業団 浜坂温泉保養荘	0796-82-3645	支配人 奥 正樹	但馬エリア 報道機関

### 浜坂温泉保養荘が完全バリアフリーの露天風呂をオープン

浜坂温泉保養荘では、今年度に実施した大規模修繕事業のひとつとして露天風呂の新設工事を進め、このたび、3月14日（月）からご利用いただけすることとなりました。より一層、皆様に愛され、親しまれる保養荘を目指してまいります。

#### 記

##### 1 供用開始

平成28年3月14日（月）15：00～

※なお、供用開始に先立ちまして、事前に取材していただくことも可能です。

##### 2 場 所

浜坂温泉保養荘

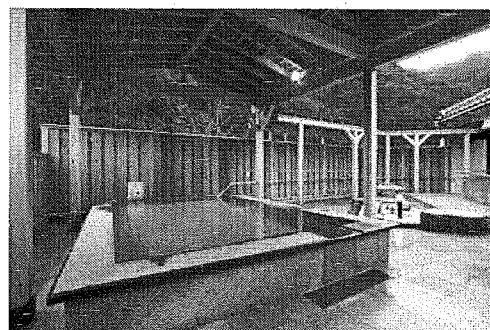
〒669-6702 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 775

電話 0796-82-3645 FAX 0796-82-3647

<http://www.hamasaka-ni.com/>

露天風呂新設工事および修繕工事の様子を、当荘公式ブログにおいて公開しております。

<http://hamasakani.blog.fc2.com/>



##### 3 露天風呂概要

「車いすの方もご利用いただける、バリアフリーの露天風呂」として、障害をお持ちの方もご利用いただきやすい設計としました。

#### 【バリアフリー内容】

- (1) 館内浴室脱衣場から車いすのまま露天風呂までの移動を可能とし、浴室からは、ゆるやかなスロープを設置しました。
- (2) 浴槽まわりの框（かまち）は、露天風呂に入浴する際の座位のポジションを充分に取りやすくするために、通常の平均サイズよりも広めに設計し、車いすからの移動がスムーズに行える高さとしました。  
また、框に使用した御影石は、滑りによる転倒を防止するために、石の表面をバーナーで焼き、ざらつきを付ける加工を施しました。
- (3) 手摺りを設け、框も四方に持ち手の施工を施しました。

#### 【泉質について】

- (1) 泉質 無色透明・無臭、ナトリウム・カルシウム-塩化物質
- (2) 浴用の適応症 創傷、火傷、慢性皮膚病、慢性婦人病、慢性消化器病、疲労回復等